

令和2年玉村町議会第2回定例会会議録第1号

令和2年6月2日（火曜日）

議事日程 第1号

令和2年6月2日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 報告第 1号 令和元年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 報告第 2号 令和元年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 6 議案第42号 玉村町食肉卸売市場条例の制定について
- 日程第 7 議案第43号 玉村町職員定数条例及び玉村町課設置及び分掌条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第44号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第45号 玉村町税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第46号 玉村町都市計画税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第47号 玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第48号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第49号 玉村町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第50号 玉村町介護保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第51号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第52号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第53号 令和2年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 同意第 2号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第20 同意第 3号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第21 同意第 4号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第22 同意第 5号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第23 同意第 6号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第24 同意第 7号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第25 同意第 8号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第26 同意第 9号 玉村町農業委員会の委員の任命について

- 日程第 2 7 同意第 1 0 号 玉村町農業委員会の委員の任命について
日程第 2 8 同意第 1 1 号 玉村町農業委員会の委員の任命について
日程第 2 9 同意第 1 2 号 玉村町農業委員会の委員の任命について
日程第 3 0 同意第 1 3 号 玉村町農業委員会の委員の任命について
日程第 3 1 意見第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 3 2 意見第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 3 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	石内國雄君	8番	高橋茂樹君
9番	浅見武志君	10番	久保留美子君
11番	宇津木治宣君	12番	備前島久仁子君
13番	三友美恵子君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舩田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	大堀泰弘君
学校教育課長	高橋幸伸君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼議事調査係長	岡部敦
庶務係兼議事調査係	平野里都子		

○議長挨拶

◇議長（三友美恵子君） おはようございます。

令和2年玉村町議会第2回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染については、まだまだ予断を許さない状況ですが、議員各位には令和2年玉村町議会第2回定例会が招集されましたところ、何かとご多用の中、ご参集いただきましたことに対し、深く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど町長から提案理由の説明がなされますが、議員各位におかれましては住民の負託に応えるため、各議案に対しあらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決に達せられるよう切望するところであります。

また、今定例会には、9名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。議員並びに町長をはじめ、執行各位におかれましては体調には十分留意され、本定例会に臨まれますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（三友美恵子君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年玉村町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（三友美恵子君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。3月から5月に実施されました監査、検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（三友美恵子君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、10番久保留美子議員、11番宇津木治宣議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（三友美恵子君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る5月26日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） おはようございます。それでは、議会運営委員会から報告申し上げます。

令和2年玉村町議会第2回定例会が開催されるに当たり、去る5月26日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から6月11日までの10日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、報告2件、議案12件、同意13件、意見2件の計29議案を予定しています。

概要につきましては、日程第1日目の本日は、町長より報告第1号及び報告第2号の2件について一括して報告があります。

続いて、議案第42号から議案第44号までの3議案について、それぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第45号及び議案第46号について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第47号から議案第50号までの4議案について、それぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第51号から議案第53号までの補正予算関係3議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、同意第1号について提案説明あり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、同意第2号から同意第13号までの12議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、意見第1号及び意見第2号について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

その後、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程2日目は、午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は6人です。

日程3日目は休会となります。

日程4日目は、総務経済常任委員会が開催されます。

日程5日目及び6日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程7日目は、民生文教常任委員会が開催されます。

日程8日目及び日程9日目は、事務整理日のため休会となります。

日程10日目は最終日とし、午前11時から議会運営委員会が開催され、午後1時30分から全員協議会が開催されます。その後、本議会を午後2時30分に開議し、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和2年玉村町議会第2回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から6月11日までの10日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から6月11日までの10日間とすることに決定いたしました。



○日程第4 報告第1号 令和元年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○日程第5 報告第2号 令和元年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

◇議長（三友美恵子君） 日程第4、報告第1号 令和元年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてと日程第5、報告第2号 令和元年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、これより2件を一括して報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和2年玉村町議会第2回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方に心より哀悼の意を表しますとともに、現在闘病中の皆様の一日も早い回復をお祈りいたします。さらに、昼夜を問わず現場の最前線でご尽力いただいている医療や福祉関連の従事者の皆様、そして新型コロナウイルスと闘う全ての皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、国においては、首都圏4県と北海道で継続していた新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について、5月25日をもって全面解除としました。これを受け、県は5月30日に、社会経済活動再開に向けたガイドラインの警戒度を3から2に引き下げました。しかしながら、緊急事態宣言が解

除され、警戒度が引き下げられたとしても、有効な治療法やワクチンが開発されるまでは新型コロナウイルスを完全に抑え込むのは難しく、私たちにはこのウイルスとともに生きるための新しい生活様式の実践が求められることとなります。

また政府は、この全面解除に当たり、5月27日に約32兆円にも及ぶ追加の経済対策を盛り込んだ第2次補正予算を実施するとし、特に地方自治体に配分する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、これまでの1兆円に加え、さらに2兆円を積み増すとして、各自治体が独自に地域の実情に合わせた対策を行うことができるよう後押しすることとしました。町といたしましても、これまでに2度の臨時会を開催させていただき、独自の緊急経済対策を計画し、一日も早く町民の皆様へ支援の手を届けられるよう、事業実施に取り組んでまいりました。今後においても、町民の皆様の声に耳を傾けるとともに、国の補正予算への対応や、他市町村の動向を注視しながら、町としてやるべきこと、やらなければならないことをしっかり捉え、さらなる支援について手を広げていきたいと考えております。

さて、本定例会は、本日より開会し、6月11日までの10日間、29議案につきまして提案をさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

また、一般質問では、9人の議員から町政全般について質問をいただいておりますが、誠心誠意議論を尽くしてまいりたいと存じますので、併せてよろしくようお願い申し上げ、説明に入らせていただきます。

報告第1号、令和元年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、令和元年度補正予算で繰越明許費として議決された事業について、令和2年度へ繰り越すべき事業費並びにその財源が決定しましたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、町単独による新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る3事業と、国庫補助金及び地方債を活用した町道103号線道路改良事業及び未就学児集団移動経路安全確保緊急対策事業の全5事業で、繰越総額は3,752万5,000円でございます。

次に、報告第2号、令和元年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明を申し上げます。本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定により行うもので、令和元年度から令和2年度へ繰り越すべき事業の繰越額及び財源内訳が決定したので、報告するものでございます。

該当事業は、資本的支出における配水管布設替工事下新田地区（分割10—5号）で、繰越額は1,171万5,000円で、財源の全額が当年度損益勘定留保資金でございます。

以上、報告申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で繰越明許費繰越計算書の報告を終了いたします。



○日程第6 議案第42号 玉村町食肉卸売市場条例の制定について

◇議長（三友美恵子君） 日程第6、議案第42号 玉村町食肉卸売市場条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第42号 玉村町食肉卸売市場条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、卸売市場法の改正に伴い、玉村町食肉卸売市場条例を全部改正するものでございます。卸売市場法の改正は、卸売市場が食品等の流通において、公正な取引の場として重要な役割を果たしていることから、卸売市場に関して農林水産大臣が基本方針を定め、その適正、健全な運営を確保することにより、生鮮食品等の取引の適正化と、その生産及び流通の円滑化を図り、生活の安定に資することを目的としております。

法改正の主な内容として、6つの共通ルールを設定し、公正、安定的に市場業務の運営を行えるようにしております。

なお、地方卸売市場に関して、市場の開設は都道府県知事の許可制から認定制に緩和し、卸売業の許可制度は廃止となるため、群馬県卸売市場条例は廃止となります。本案の条例改正では、国が設定した共通ルール及び県条例で定めていた事項を、当町の条例で定めることにより、卸売業者が今までどおりの業務運営を行うことができるように改正するものでございます。

今後この条例が可決された後に、群馬県知事宛てに認定申請を行い、今までどおり群馬県食肉地方卸売市場として継続して開設したいと考えております。

ご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 7 議案第 4 3 号 玉村町職員定数条例及び玉村町課設置及び分掌条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 7、議案第 4 3 号 玉村町職員定数条例及び玉村町課設置及び分掌条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 4 3 号 玉村町職員定数条例及び玉村町課設置及び分掌条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町の下水道事業が企業会計へ移行したことに伴い、関連する条例を改正するものでございます。

まず、玉村町職員定数条例の改正につきましては、公営企業の事務局の職員 1 1 名を個別に明記し、その定数を町長の事務部局の職員から移行するものでございます。また、本改正に合わせて、この条例における職員の定義及び字句の見直しも行っております。

次に、玉村町課設置及び分掌条例の改正につきましては、上下水道課に関する内容を削除するものでございます。なお、上下水道課につきましては、玉村町水道事業の設置等に関する条例及び玉村町下水道事業の設置等に関する条例にて定められております。

ご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第8 議案第44号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第8、議案第44号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第44号 玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてご説明申し上げます。

先般新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言が全国に発出されました。これに伴い、外出自粛や休業要請により、多くの町民や町内事業者が深刻な影響を受けております。現在緊急事態宣言は解除となっておりますが、依然として厳しい社会経済情勢が続いていることを踏まえ、町長等特別職の給与を減額するものでございます。

改正内容としましては、町長の給料を20%減額し、月額72万5,000円を58万円に、副町長の給料を10%減額し、月額61万2,000円の55万円に、教育長の給料を10%削減し、月額57万4,000円を51万6,000円にそれぞれ改定するものでございます。

なお、この改正は、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの9か月間適用いたします。減額規模といたしましては、9か月分の給料と12月の期末手当を含め約300万円の減額となり、削減した財源は、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の一部として活用する考えでございます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける町民の皆様に寄り添いながら、引き続き全力で対策に取り組んでまいりたいと考えております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 9 議案第 4 5 号 玉村町税条例の一部改正について

○日程第 1 0 議案第 4 6 号 玉村町都市計画税条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 9、議案第 4 5 号 玉村町税条例の一部改正についてと日程第 1 0、議案第 4 6 号 玉村町都市計画税条例の一部改正についての 2 議案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 9、議案第 4 5 号と日程第 1 0、議案第 4 6 号の 2 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 4 5 号 玉村町税条例及び議案第 4 6 号 玉村町都市計画税条例の一部を改正する条例について、一括してご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 3 0 日付、法律第 2 6 号で公布されたことに伴い、玉村町税条例及び玉村町都市計画税条例の一部を改正するものでございます。

玉村町税条例の主な改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税の課税標準の特例や、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を定めるほか、軽自動車税の環境性能割の特例措置を 6 か月延長し、令和 3 年 3 月 3 1 日まで取得したものを対象とするものでございます。また、住宅ローン控除の適用要件の弾力化と、イベントを中止等した主催者に対する払い戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の適用についても定めておりますが、これらは令和 3 年 1 月 1 日からの施行となります。

次に、玉村町都市計画税条例の主な改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る都市計画税の課税標準の特例を定めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第9、議案第45号 玉村町税条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第46号 玉村町都市計画税条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 11 議案第 47 号 玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 11、議案第 47 号 玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 47 号 玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、社会体育館トレーニング室年間利用券の有効期限を変更するため、玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、トレーニング室年間利用券の有効期限について、今まで 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、1 年未満のときも 1 年とみなすとしていたものを、購入日から 1 年間に変更するものです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、社会体育館が長期間にわたって休館となったため、令和元年度の年間利用券を購入した人は、約 1 か月間利用することができませんでした。また、今年度年間利用券を購入する人は、2 か月以上利用期間が短くなってしまったため、年間利用券購入者が不利益を被らないよう、有効期限を購入日から 1 年間とするものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 2 議案第 4 8 号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 1 2、議案第 4 8 号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 4 8 号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、基準省令であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和 2 年 3 月 4 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の概要につきましては、放課後児童クラブで働く放課後児童支援員は、これまで都道府県知事または指定都市の長が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者でなければならないとされてきました。今般、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施することができるよう、基準省令の改正が行われました。中核市の長が行う研修を修了した者が、本町において放課後児童健全育成事業に従事する場合に、その者を放課後児童支援員として扱うためには、本町の基準条例について基準省令と同様の改正を行っておく必要があります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 13 議案第 49 号 玉村町国民健康保険条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第 13、議案第 49 号 玉村町国民健康保険条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 49 号 玉村町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国民健康保険加入者のうち、会社等に雇用されている方が感染または感染の疑いにより、入院または自宅待機等により出勤することができない期間のうち、出勤予定だった日について、会社等から補償を受けられない方に対し、傷病手当金を支給するための改正となっております。

なお、傷病手当金の支給に関しましては、対象を本年 1 月 1 日まで遡って適用することとなりますので、広報やホームページに掲載して周知を図ってまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第14 議案第50号 玉村町介護保険条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 日程第14、議案第50号 玉村町介護保険条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第50号 玉村町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和2年3月30日付で介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、改正の必要が生じたものでございます。

法改正の概要ですが、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料軽減を行うものでございます。低所得者の保険料軽減については、平成27年4月1日から既に一部実施しておりますが、昨年10月1日の消費税率10%への引上げに合わせて、令和2年度までに保険料率を段階的に引き下げることが予定されており、今回の改正は保険料軽減強化の完全実施後の保険料額に改めるものでございます。

具体的には、保険料基準額に対する割合を、第1段階については0.375から0.3に、第2段階には0.575から0.45に、第3段階は0.725から0.7に軽減します。そのため、年間保険料額が第1段階は3万900円から2万4,700円に、第2段階は4万7,400円から3万7,100円に、第3段階は5万9,700円から5万7,700円にそれぞれ減額となります。減額した額の総額は公費で負担し、負担割合は国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1ずつとなっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 1 5 議案第 5 1 号 令和 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）

○日程第 1 6 議案第 5 2 号 令和 2 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 1 7 議案第 5 3 号 令和 2 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

◇議長（三友美恵子君） 日程第 1 5、議案第 5 1 号 令和 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）から日程第 1 7、議案第 5 3 号 令和 2 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）までの 3 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1 5、議案第 5 1 号から日程第 1 7、議案第 5 3 号までの 3 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 5 1 号 令和 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 2, 3 6 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 4 7 億 9, 6 6 2 万 7, 0 0 0 円と定めるものでございます。

補正内容でございますが、初めに新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急対策により、町の財政負担が増す中、町民生活においてもしわ寄せが生じているこの非常事態に、町民と痛みを分かち合い、寄り添うことが必要であるとの判断から、町三役の給与について、7 月から来年 3 月までの 9 か月間、町長について 2 0 %、副町長及び教育長についてはそれぞれ 1 0 %削減することといたしました。なお、削減した財源は、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の一部として活用する考えでございます。

す。

それでは、まず総務費でございますが、庁舎感染症予防緊急対策事業として、役場庁舎に来庁する方々に対する感染予防と注意喚起のため、熱画像センサーを搭載した体表面温度測定器を庁舎正面玄関及び保健センターに設置いたします。

また、交通対策費では、高齢者や障害者の方々がタクシー利用時に車椅子に乗ったまま乗車できるユニバーサルデザインに配慮した車両の購入について、タクシー事業者を支援するため、一部助成を行うものでございます。

次に、企画費では、市町村振興協会魅力あるコミュニティー助成事業及び一般コミュニティー助成事業について事業採択となりましたので、それぞれ中樋越地区及び上之手地区の地域コミュニティー活動に必要な助成費用として、補助金の追加を行うものでございます。

次に、民生費では、昨年10月の消費増税に伴う、低所得者の介護保険料軽減について、さらなる軽減強化が図られるため、国及び県分を合わせた公費負担分を介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、衛生費では、今後の感染拡大第2波の備えとして、マスクや手指消毒剤等の保健衛生用品の購入のほか、保健センターでの集団健診等の再開を見据え、空間除菌として次亜塩素酸水による超音波噴霧器の設置を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策産前・産後サポート事業として、国からの妊婦へのマスクの郵送料を追加するものでございます。また、町内事業者の施設において万一感染者が発生した際は、施設内の消毒や除菌対応など、緊急安全対策に係る委託費用として、1施設当たり最大25万円を上限に対象事業費の2分の1を支援してまいります。

次に、消防費では、自主防災組織を対象としたコミュニティー助成事業について事業採択となりましたので、藤川地区の地域防災活動に必要な助成費用として、補助金の追加を行うものでございます。

次に、教育費では、不特定多数の方々が来館する文化センターの新型コロナウイルスの感染症対策として、役場庁舎と同様に感染予防と注意喚起のため、体表面温度測定器を設置するとともに、手指消毒剤やマイク等貸出し用備品などの消毒剤の購入をはじめ、非接触型体温計や次亜塩素酸空間除菌脱臭機の設置を行うものでございます。

なお、今回の補正予算で計上させていただきました総務費の庁舎感染症予防緊急対策事業、衛生費の新型コロナウイルス感染症緊急対策事業及び新型コロナウイルス感染者発生事業者施設消毒支援事業の3事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業として実施計画に盛り込ませていただきますことをご承知おきいただきたいと思います。

以上が補正内容となりますが、これらの財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策の財源として、玉村町建設業組合から頂きました寄附金50万円をはじめ、各事業の執行に伴う国県支出金及び諸収入のほか、前年度繰越金を予定しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

次に、議案第52号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億4,907万円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳出の増額分として、国保加入者のうち、現に会社等に雇用されている方が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染疑いのため出勤できなかった方への傷病手当金を支給するため、100万円を増額するものです。

次に、歳入におきましては、疾病手当金に対する県補助金として、同額の100万円を増額するものでございます。

次に、議案第53号、令和2年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、介護保険料の軽減強化に伴う減額賦課により減収となる1,382万9,000円を保険料から減額し、保険料減額分を一般会計から繰り入れるもので、歳入歳出の総額に変更はございません。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で、3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第15、議案第51号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第6号）、これより本案に対する質疑を求めます。

2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） ご説明いただいた中で、次亜塩素酸についてのお話がありました。

一つは、次亜塩素酸水希釈タイプ160リットルと、それから次亜塩素酸水対応専用超音波噴霧器を空間除菌用として2台というのがありましたけれども、今次亜塩素酸の有効性が話題になっているとか、問題になっているかと思います。それで、国のNITEにおいて、今年の3月に有効性の検査をすると、そういうことが書いてありましたけれども、これについての町としての見解と、それから先ほどの超音波噴霧器、この2台がどんな形のものなのか、お聞かせください。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 新井議員の質問にお答えいたします。

確かにこの補正予算を組んだときには、次亜塩素酸水のこの噴霧器が有効と思われまして、購入しようということになりましたが、先日この次亜塩素酸水が確かに有効かどうかというのが疑わしいと。そしてまた、噴霧すると人体に影響があるのではないかということが報道されました。その辺を考えまして、またこの辺を踏まえまして、この機械に替えまして、空気除菌もしくは殺菌する有効的なもの

のを見つけまして、代替品のほうの購入を考えようかと思っております。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第52号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第53号 令和2年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）、これより本

案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。10時5分より再開いたします。

午前9時50分休憩

午前10時5分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇

○日程第18 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（三友美恵子君） 日程第18、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

平成29年から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております熊谷正様におかれましては、この7月17日に任期が満了となります。長きにわたり町行政にご尽力いただき、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。次第でございます。

本案につきましては、後任といたしまして、角渕2125番地にお住まいの高橋雅之氏を選任いた

したく、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定によりご提案させていただくものでございます。

高橋氏におかれましては、人格はもちろんのこと、玉村町役場に長年勤務され、都市建設課長をはじめ、税務課、農政課などに勤務され、行政経験が豊富で、固定資産税についても精通されており、適任者であると考えております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



- 日程第19 同意第2号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第20 同意第3号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第21 同意第4号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第22 同意第5号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第23 同意第6号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第24 同意第7号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第25 同意第8号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第26 同意第9号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第27 同意第10号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第28 同意第11号 玉村町農業委員会の委員の任命について

○日程第29 同意第12号 玉村町農業委員会の委員の任命について

○日程第30 同意第13号 玉村町農業委員会の委員の任命について

◇議長（三友美恵子君） 日程第19、同意第2号 玉村町農業委員会の委員の任命についてから日程第30、同意第13号 玉村町農業委員会の委員の任命についてまでの12議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第19、同意第2号から日程第30、同意第13号までの12議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 同意第2号 玉村町農業委員会の委員の任命についてから同意第13号 玉村町農業委員会の委員の任命についてまで、一括してご説明申し上げます。

本案につきましては、現在の農業委員が令和2年7月14日で任期満了となり、令和2年7月15日から令和5年7月14日までの任用期間の農業委員12名を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意第2号の齋藤直義氏は認定農業者であり、JA理事や農事支部長を歴任し、人望も厚く、地域の農家事情に精通している方であります。

同意第3号の設楽嘉一氏は認定農業者であり、群馬県農業経営士にも認定されており、住民からの信望も厚く、地域の農業にも精通している方であります。

同意第4号の徳江清東氏は、農事支部長やJA監事を歴任し、地域の農業に精通している方であります。なお、12名の中で唯一利害関係を有しない者であります。

同意第5号の筑井孝氏は、玉村町議会議員や農事支部長を歴任し、現在は認定農業者である農事組合法人の役員として、地域の農業に精通している方であります。

同意第6号の星野愼悟氏は、農事支部長の経験があり、現在は認定農業者である農事組合法人の代表として、地域の農業に精通している方であります。

同意第7号の羽鳥誠氏は、長年農協に勤務した後、農事支部長も経験し、現在は農業委員であり、また認定農業者である法人の理事として、地域の農業に精通している方であります。

同意第8号の齋藤邦雄氏は、農事支部長、区長を歴任しており、現在は認定農業者である農事組合法人の理事として、地域の農業に精通している方であります。

同意第9号の原信行氏は、区長経験者であり、地域の信望も厚く、地域の農業に精通している方であります。

同意第10号の塚越早苗氏は、認定農業者であり、また農村生活アドバイザーとしても活躍しており、地域の農業に精通している方であります。

同意第11号の武士千雅子氏は、認定農業者である法人の理事であり、また現在農業委員として町の農業政策や地域の農業に精通している方であります。

同意第12号の松浦好一氏は、現在農業委員であり、またJAの理事、認定農業者である農事組合法人の代表として、町の農業政策や地域の農業に精通している方であります。

同意第13号の赤川明宏氏は、認定農業者であり、また認定農業者協議会の役員も務め、地域の農業に精通している方であります。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で12議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第19、同意第2号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 質問いたします。

この12名の農業委員候補者の中で、新任と再任の数はどうなっていますか。

◇議長（三友美恵子君） これは同意第2号に対して。1つつなのです。よろしいですか。

〔「申し訳ない。また後で聞きます」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） いいのですか。1人ずつ聞いていますか、どうしますか。

〔「新任か何か、1人ずつ」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 1人ずつ全部聞かなければいけない。

〔「新任が何人」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 総括ではないので、一つ一つの議案に対してですから、もし質問があるのだとしたら、この人はどうですか、次はどうですか、全部聞かなければ。

〔「じゃ、ちょっと質問を変えます」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） では、4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、別の質問をいたします。

徳江清東さんという方が……

◇議長（三友美恵子君） 同意第2号について。いいですか。では、取下げということ。

では、6番柳沢浩一議員。

〔6番 柳沢浩一君発言〕

◇6番（柳沢浩一君） 全協のときにもこの関連の説明をいただきました。その中で、私が大体おお

よそ見当はつくのですけれども、中立の委員という言葉があったので、かつて消費者代表みたいな委員もいたのですが、これ正確にどういう……

◇議長（三友美恵子君） すみません。質問が、申し訳ありません。同意第2号に関しての今質疑を求めていますので、同意第2号に関してのみの、齋藤直義さんの問題についてのみの質疑といたします。一人一人の質疑になりますが。全体としての質疑はないのです。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） よろしいですか。

では、質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第20、同意第3号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第21、同意第4号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、質問いたします。

候補者の徳江清東さんという方が利害関係なしということなのですが、何をもって理解関係なしとしているのか、お聞きいたします。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） お答えいたします。

利害関係につきましては、農業として収入を得ているか否か、これに基づきまして判断させていただいております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 多少農業から収入があるというふうに私は見ているのですが、その辺は大丈夫なのですか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 確認をさせていただいた上で、農業収入なしということで把握をさせていただいております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） この中に中立的立場の人が必ず1名以上いなければいけないという条件があるのですか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） そのとおりでございます。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第22、同意第5号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第23、同意第6号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第24、同意第7号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第25、同意第8号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第26、同意第9号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第27、同意第10号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第28、同意第11号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第29、同意第12号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第30、同意第13号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



○日程第31 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○日程第32 意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇議長（三友美恵子君） 日程第31、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてと日程第32、意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第31、意見第1号と日程第32、意見第2号の2議案を一括議題とすることに決定

いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 意見第1号及び意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括してご説明申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦することになっております。

意見第1号で推薦させていただきました矢島初美氏におかれましては、人権擁護委員として平成26年10月1日よりご活躍いただいております、令和2年9月30日で任期満了となりますが、今後も今までの経験を生かし、3期目をますますご活躍いただきたく推薦するものでございます。

続きまして、意見第2号で推薦させていただきました川端准子氏におかれましては、根岸國雄氏が令和2年9月30日をもちまして任期満了し、退任となることから、後任として推薦を考えております。川端氏は、長年保育所等での子育て支援事業に携わった経験を有し、人格識見高く、地域の信望も厚く、人権擁護委員として適任と考えましたので、推薦するものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第31、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案に同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意するとの意見とすることに決しました。

日程第32、意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案に同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案に同意するとの意見とすることに決しました。

————— ◇ —————

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。45分に再開いたします。

午前10時28分休憩

—————

午前10時45分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

————— ◇ —————

○日程第33 一般質問

◇議長（三友美恵子君） 日程第33、一般質問を行います。

今定例会には9名の議員から通告がなされております。

—————

一 般 質 問 表

令和2年玉村町議会第2回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 新型コロナウイルス感染者発生に伴う町の対応・対策について	小 林 一 幸

順序	質 問 事 項	質 問 者
2	1. 新型コロナウイルス感染症対応について 2. 公共施設等の管理計画について	新 井 賢 次
3	1. 新型コロナウイルスに係る徴収猶予・減免措置について 2. 総合窓口ワンストップサービス設置について 3. 新たな経済対策について	浅 見 武 志
4	1. 玉村町の感染症に対する取り組みは十分か 2. 町道横の植え込みの除草について 3. 水辺の森公園のごみへの対応は 4. ごみステーションの問題への対応 5. 休校による学習遅れへの対応策は	月 田 均
5	1. 公共交通の整備について 2. 新型コロナウイルスに関する町の情報提供について 3. 災害対策について 4. 内水氾濫ハザードマップについて	石 内 國 雄
6	1. 小規模企業振興条例の制定で地域経済の振興を 2. 新型コロナウイルスに関連し生活困窮者自立支援制度の活用を 3. 新型コロナ感染者の正確な情報の開示と風評被害の払拭を求める	宇津木 治 宣
7	1. 新型コロナウイルスの影響について 2. 町の防災計画 3. 五料防災公園計画	高 橋 茂 樹
8	1. コロナ禍での児童虐待防止の取り組みについて 2. コロナ禍でのICT教育における学校での取り組みと、家庭に対する支援について	久 保 留 美 子
9	1. 小中学校再開に向けて 2. 消防団再編実施計画について	備前島 久仁子

◇議長（三友美恵子君） 初めに、1番小林一幸議員の発言を許します。

〔1番 小林一幸君登壇〕

◇1番（小林一幸君） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、小林一幸です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

少し時間が早まりまして、傍聴に来ていただける方がいるかと思ったのですが、もう間に合いませんので、このまま一生懸命やらせていただきたいと思います。

質問に先立ちまして、このたびの新型コロナウイルス感染により命を落とされた方、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、ウイルス感染された方へお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。そして、ハイリスクを抱えて最前線の現場で頑張っている医療福祉従事者の皆様に敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

今回の新型コロナウイルス感染症発生により、全国でも多くの患者が発生し、政府は緊急事態宣言を全国に発出。現在では解除されましたけれども、また現在都内での感染者数の増加、そして皆様もニュースでご存じだと思いますが、北九州市のクラスター、完璧に発生をしているということで、徐々に恐ろしいことですが、第2波が忍び寄ってきているのではないかと考えているのは私だけでしょうか。皆さん、既にご存じだと思いますけれども、私今持っています日本赤十字社でイラスト入りの新型コロナウイルスの3つの顔を知ろうという、こういうガイドブックを日本赤十字社が作成しています。この中で、新型コロナウイルスは何かというのを聞いているのですけれども、病気だけではなく、不安、そして差別という3つの顔がコロナウイルスには発生していると、感染症として発生している。玉村町で今発生していることが、まさにこの状況ではないかというふうに思っております。

そして、昨日はサプライズというか、花火が上がったりとか、ブルーインパルスが飛んだりとか、いろんなところで医療従事者、福祉従事者等、そして皆さんに笑顔を、そしてこれからの生活に継続をということを願って、皆さんがやってくれているということに関して感謝を申し上げます。そして、福祉医療従事者として現場の声をしっかり届けるために、これから質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染発生に伴う町の対応、対策についてということです。1番、玉村町で新型コロナウイルス感染者が6名発生した状況で、現在まで町民に対しての情報提供が私は不足していると考えております。情報提供不足により、日々生活している町民の方にとって、大きな不安や心配を抱えているのが現状です。まだ収束をしていませんけれども、町内で新型コロナウイルス感染が発生する前から現在まで、そして及びこれからの町の対応、対策についてお伺いをいたします。

1番です。今回の感染者は、全員が福祉事業所従事者という状況の中、町として医療機関や福祉事業所等への情報提供や支援体制の整備などをどのように行ってきたかを伺います。

2番目です。町民に対しての説明及び報告状況についてお伺いをいたします。

3番目、町内の飲食店などに対して対応及び支援状況について伺います。

4番、町内の保育所、幼稚園、小中学校、高校、大学に対して、及び学生、保護者に対しての対応及び支援状況についてお伺いをします。

5番目です。国や県との情報共有、これ必要だと思いますけれども、及び対応方法について協議を

してきた内容、そして今後の対策、対応についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにします。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 小林一幸議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染者発生に伴う町の対応、対策についてのご質問でございますが、まずこのたび当町で新型コロナウイルスに罹患された方、濃厚接触者として健康観察を行った方、該当施設の方々におきましてはお見舞いを申し上げるとともに、最前線で頑張っている医療従事者の方々へ深く感謝申し上げます。

それでは、初めに医療機関や福祉事業所等への情報提供や支援体制の整備についてお答えいたします。まず、情報提供でございますが、当町では陽性患者発生の前は、町内回覧や広報において感染予防や帰国者・接触者相談センターなどの周知を行ってまいりました。発生後の対応についてですが、所管する伊勢崎保健福祉事務所と協議、調整しましたが、感染者、事業者名等については、個人情報保護の観点から具体的な情報を得ることができませんでした。その上で、町として情報提供できることは全てホームページやメルتامまで早急にお知らせし、広報では3月号お知らせ版から毎回新型コロナウイルス感染症関連記事を掲載しております。

各機関等への支援につきましては、衛生資材の提供が主な内容になり、町内の各診療所や歯科診療所へのマスクの配布や各福祉事業所へ同じくマスクと消毒剤を提供し、また感染が確認された事業所につきましては、別途消毒剤の提供を行いました。今後も医療機関や福祉事業所等の状況に応じて必要な支援が行えるよう努めてまいります。

次に、町民に対しての説明及び報告状況についてお答えいたします。さきにお答えしました広報、ホームページ及びメルتامまでの周知のほか、早い段階で町民の代表である区長や議員に対して感染予防などの説明を行いました。また、当町で初めての陽性患者発生後、翌日にホームページやメルたま、ラヂオななみで情報配信をしたほか、記者会見も実施し、報道機関を通して町の情報を町民へ周知いたしました。同日、区長や民生委員へは、発生状況を電話及びメールにて報告いたしました。そのほか、重複となりますが、新型コロナウイルス感染症関連情報については、広報3月号お知らせ版から継続的に掲載しております。

次に、町内飲食店などに対する対応及び支援状況についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う外出の自粛や休業要請、時短営業要請によって、飲食店をはじめとする町内事業者にも大きな影響が出ている状況であり、その事業の維持や継続につきまして、各事業者が大変なご苦勞をされているものと認識しております。玉村町といたしましては、町内飲食店に限らず、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い経営状況が悪化した町内中小企業及び小規模事業者を資金面で支援するため、玉村町小口資金の信用保証料及び利子を全額補助する制度として、玉村町

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策資金を創設いたしました。

この制度につきましては、玉村町商工会からの要望もあり、創設したものです。制度の概要としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近3か月のうち、1か月の売上げが前年同月比で10%以上減少している事業者に対しまして、玉村町小口資金の借換え分を除いた運転資金について融資を受けた際、その信用保証料と利子4年間分を全額補助するものであります。対象期間につきましては、令和2年5月1日から10月31日までに融資が実行されたものとしており、町内金融機関及び町内商工会会員への通知、町内広報紙及びホームページにて制度を周知し、5月から制度の運用を開始しております。現在の状況としましては、ここ数年は年間で10件程度の利用でありました玉村町小口資金ですが、5月25日までで6件の融資申込みがありました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内小規模事業者の事業継続支援として、玉村町小規模事業者緊急支援助成金交付制度の運用を6月1日から開始したところです。制度の概要としましては、町内で令和元年12月末日までに創業し、現在も継続して営業している支店やフランチャイズ店を除いた小規模事業者で、新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年2月から7月までの間で、1か月間の売上げが前年同月比で20%以上減少した事業者に対しまして、事業活動の維持、または継続に要する費用として10万円を助成するものであります。この制度につきましても、今後周知に努め、飲食店をはじめとした、多大な影響を受けている町内小規模事業者の方々にご利用いただけるものと考えております。

次に、町内飲食店利活用促進につなげるためのPR支援でございます。緊急事態宣言や外出自粛要請等に伴い利用者が激減した町内飲食店では、この事態を乗り越えるためにテイクアウト販売を始め、少しでも売上げにつながるよう、尽力されている店舗が多くございます。そんな店舗を応援するため、町商工会青年部が玉村町テイクアウト&デリバリーの情報サイトを立ち上げて、テイクアウトを実施している町内飲食店の各種情報を配信しております。本サイトは、町内の飲食店が自由に参加でき、テイクアウトメニューを紹介する利用促進支援サイトで、ウェブサイトのほかInstagram、フェイスブックなどSNSでも展開しております。現在新型コロナウイルス感染症の警戒レベルが引き下げられておりますが、客足が従来どおり戻るにはまだまだ時間を要することが予想されます。そのような状況の中、町では本サイトがより一層活用されるように、PR用ポスター、チラシの作成などのバックアップを行い、テイクアウトの利用促進を継続して支援してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えたアフターコロナ支援としましては、上毛新聞グループの県域情報紙「月刊デリジェイ」の協力を得て、玉村グルメ店舗のPR支援を行います。本支援事業は、8月末に発行されるクーポンマガジンに、今回特別企画として玉村グルメ特集ページを設けて、町内飲食店をはじめ菓子店など、玉村グルメ各店舗のPR情報を掲載し、県内の中毛地域と西毛地域の2地区で合計約27万7,600部を発行し、新聞を購読する各世帯へ直接配布いたします。本情報紙の特徴としましては、県内広域に店舗のPRができるほか、特典つきクーポン券を添付させ

るスタイルで、通常広告と比べ誘客効果が見込めるものと期待しております。掲載店舗は、町ホームページをはじめ町商工会にも協力していただき、幅広く募集を募り、また掲載費用につきましても町が一部負担することで、安価で掲載できるよう支援するものです。また、クーポンマガジンを発行後も、「月刊デリジェイ」にPR広告を継続して掲載し、クーポン券の利用促進を維持させることで、店舗誘客のきっかけづくりを持続支援していきたいと考えております。なお、本クーポン広告支援事業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み、延期することもございます。

次に、町内保育所、幼稚園、小中学校、大学を利用する子供及び保護者に対する対応及び支援状況についてでございますが、幼稚園、小中学校につきましては後ほど教育長から答弁させていただきます。まず、町内保育所の子供、保護者に対する対応及び支援状況についてお答えいたします。新型コロナウイルスに関する対応につきましては、これまで感染者の状況、国及び県の動向を踏まえ、対応を行ってまいりました。町内保育所の卒園、卒所式や入園、入所式については、感染予防策を徹底し、時間の短縮や参加者の縮小など、保護者にもご理解、ご協力をいただきながら実施しましたが、町内においても複数の感染者が発生したことから、4月13日から5月6日まで登園自粛を要請いたしました。保護者の中には、医療従事者や仕事の都合により、家庭での保育ができない方がいることから、登園自粛としたものでございます。

その後、緊急事態宣言が発令され、県内の感染者も増加していたことから、登園自粛期間を5月31日まで延長しまして、6月1日からは通常保育を開始しているところでございます。通常保育の実施に当たっては、これまでと同様に感染防止を徹底するとともに、見直しを行いながら、よりよい保育に努めてまいります。なお、登園自粛期間である4月13日から5月31日までの保育料につきましては、登園自粛に協力いただいたご家庭を対象に日割り計算を適用しております。

次に、経済的な支援につきましては、子育て支援として、国の施策であります子育て世帯への臨時特別給付金を支給するほか、町独自施策として中学生以下の児童1人当たり1万円を保護者へ給付いたします。さらに、児童扶養手当の受給世帯を対象に、高校生以下の子供1人当たり2万円を給付いたしました。

次に、大学に対する支援につきましては、先月の26日に町内の農家や町内外の企業様から寄附していただきましたレトルトカレーや野菜、牛乳などの食料品を県立女子大学の学生に無償で配布したところでございます。この場をお借りして、ご協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。引き続き関係者の皆様に協力していただきながら、また県立女子大学等とも連携しながら、無償での配布を継続していきたいと考えております。

最後に、国や県との情報共有、対応等の内容と今後の対策、対応についてお答えいたします。議員もご存じのとおり、当町において陽性患者が発生いたしましたが、県から得られる情報は報道機関と同じ情報であり、町から町民へ安心を提供することはできませんでした。そのため、県と町との情報の共有など3点を明記した要望書を4月15日に県へ提出し、その後、5月8日に県と情報共有の覚

書を交わしました。その要旨は、感染者等の情報が公開されることにより、感染者やその関係者がいわれなき誹謗や中傷を受けること、その一方、確かな情報がない場合にはうわさやデマが流布し、風評被害が発生して、地域社会の健全性が損なわれてしまうこと、この両者の被害をいかに防いでいくかということでございます。言い換えますと、個人情報保護と地域におけるウイルス感染拡大防止の取組をどうバランスを取るかということでございます。

覚書締結後、町内での発生事例はありませんが、感染拡大防止のためには、感染者、濃厚接触者、立ち寄り先等のリアルタイムな情報が必要であるため、引き続き県にはスピーディーな情報提供を求めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 幼稚園、小中学校の対応と支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルスに関する対応については、これまで感染状況や国や県の動向等を踏まえ、子供の健康、安全を第一に対応してまいりました。3月には、国の全国一斉休業要請により、小中学校は3月4日から25日まで臨時休業としました。幼稚園については、給食が提供されないことから午前保育としましたが、希望者には午後の保育も行いました。卒業式、修了式、入学式、始業式は、感染防止策を徹底し、簡略化して実施しました。その後、県内でも感染が広がり、町内においても感染者が複数出たことから、小中学校は4月9日から再び臨時休業とし、幼稚園については登園自粛のお願いをしました。さらに、緊急事態宣言が出され、県内の感染者も増加したことから、臨時休業を5月7日から5月31日まで延長し、幼稚園も臨時休園としました。

現在も予断を許さない状況ではありますが、県内の感染状況も落ち着いてきたことから、6月1日から、感染防止策を徹底した上で、分散登校により小中学校の教育活動を再開しています。また、幼稚園についても、保護者の送迎により保育を再開しました。これまで感染状況等を見ながら、子供の健康、安全を第一に対応してきたところですが、今後も第2波、第3波も予想されることから、県、近隣他市町村と連携しながら、柔軟に対応していきたいと考えています。

次に、臨時休業中の子供、保護者に対する支援についてお答えします。学校では、1週間に1度程度は電話等で連絡を取ったり、課題配布日を設け、担任と会う機会をつくったりして、子供の状況を把握したり、必要に応じて担任やスクールカウンセラーと相談できるようにしたりしました。また、要支援の家庭に対しては、子ども育成課と協力して見守りを強化し、虐待等の防止にも努めました。学習の支援としては、各学校で学習課題を配布し、それを提出させ、次の課題を配布するなどして、学習を止めないための工夫をしてきました。また、学習動画を配信し、課題をする上での手助けとしたり、県や各関係教育団体が配信している学習動画を紹介したりしました。教育委員会としても、たまむら家庭学習支援サイトを作成し、町のホームページに掲載して活用を促し、家庭学習を支援しました。

幼稚園においては、担任が連絡を取ったり、家庭まで出向き、通信を届けたりしてきました。保護者への支援としては、医療や福祉従事者等、様々な理由で仕事を休めない保護者のために、臨時休業中は小学校で一時預かりを実施しました。これは、放課後児童クラブが利用できる時間まで学校で子供を預かり、学習、生活の面倒を見るというものです。放課後児童クラブに登録していない児童であっても、やむを得ない場合は預かりを実施しました。また、放課後児童クラブの活動をサポートするために、学校の施設を利用してもらったり、学校の職員が手伝いに行ったりすることもしました。このように玉村町の学校、園の先生方は、子供たちのことを思い、苦勞もいとわず、学校、園一丸となって必要な支援を継続的に行っており、頼もしい限りであります。

経済的な支援としては、就学援助対象家庭には給食費を支給し、さらに支援金として2万円を支給しました。また、中学生以下の子供のいる全世帯に1万円を支給することとしています。6月1日から学校の教育活動を段階的に再開していますが、感染防止を徹底しながらの教育活動となります。そのため、国や県のガイドラインを参考にしながら、これまで当たり前に行ってきたことを見直しながら、教育活動を行っていくこととなります。今だからこそ、教育の原点や本質を見極め、新たな教育へと転換し、未来に向けてたくましく生き抜く子供を育ててまいりたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 第2質問より自席から行わせていただきます。

大変細かくご説明をいただきまして、ありがとうございます。当初にも申し上げたのですけれども、今回の玉村町での感染というのは、1番のところから入るのですけれども、福祉事業所従事者という、すごく1番目の1例目が出た、多分3月の28日だと思うのですけれども、県内で18例目になりますが、50代の男性福祉事業従事者という、ほかのときには会社員とかしか出なかったのです。このときだけ急に福祉事業従事者という名前がぽんと出たのです。出たことによって、どこに連絡が来るかという、福祉事業従事者または医療従事者のところに連絡が行って、おまえのところか、おまえかという連絡が実際私のところにも入りました。私はまだ40代だったので、50ではありませんという話をしましたけれども。ただ、こういう形で固定をされてきたというところで、次の4月の3日に第2例目、県内で多分22例目だと思うのですけれども、30代の男性、同じく福祉事業従事者で、ここで事業所名が公表になった。この間、5日間程度は、本当に各事業所、すごく連絡が入ったりしているということを伺っております。町に対しても何件か、そういうお話はあったのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 質問にお答えいたします。

発生の確認が3月28日の土曜日でございました。なので、3月29日に町では対応して、先ほど町長の答弁にあったとおり、記者会見等も行ったりしました。3月の30日の月曜日、この月曜日が

ら問合せは多く来ております。何分内容が内容、それから情報が乏しいため、その日からもう既に玉村町であるというところだけでサービスが使えなかったお年寄りや障害者の方、それからあと玉村町だけだということで、雇用の関係とかもいろいろ困った事例とかがあったという話は何件も来ております。件数につきましては数えておりませんが、保健センターにあったり、それから当健康福祉課のほうにあった事例とか、多数上りました。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） やっぱり町にもそういう形で情報が来ている。もう福祉事業者も土、日でも関係ないので、土、日にも連絡が来ている。その対応だけでも結構多い対応をしているということで、いわゆるもう事業所としては通常業務の中で、またその問合せに対応しなければならないという状況で、だんだんとやっぱりスタッフとしても不安になってくるという現状があったと思うのですけれども、そういった中で発表がそういう形で遅れたというか、先ほどお話がありましたように、いろいろな諸事情があって遅れたのでしょうか、2例目が発表されたら急に発表があったというのですけれども、その発表のタイミングというのは町は何か把握しているのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） まず、事業所の発表につきましては、玉村町のほうからも事業所のほうに発表はしませんかということで聞いていた事実がございます。ただ、事業所といたしましてもいろいろ混乱しているさなかでしたので、なかなか決めかねていたということが多分あったのだらうと思います。

2例目が出ましたらば発表しますよということで一応お話をつけたというか、そういう状況になったらば発表しましょうということで、お互い同意いたしまして発表になったと思います。この件につきましては、県のほうも2例目が出ましたらば発表しましょうということで、県とも話をつけたというところがございます。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） その2例目がというところを決めたのは、何を基準にして2例目にしたのですか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） お答えします。

まず、情報源は、もうご存じのように県です。町は情報源を持っておりません。それで、1例目が出たときに、町としては発表したいと、発表してくれと県にさんざん言いました。その辺はせめぎ合

いがありました。そのときに、事業者が納得しなければ県は発表できませんと、もう個人情報ですよという、もうそれはかたくなです。今でもそうです。そういう事情がございました。そういうせめぎ合いがありました。

その中で、私のほうは事業者のほうにしませんかと、困っているからという話もいたしました。ということで、その経緯を踏まえまして、先ほどの県も、事業者も、2例目になったらというような言い方をした事実がございます。ですから、結果として発表できなかったのはもう責任を感じていますが、町が持っている情報ではないということを、それをご理解いただきたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 私も何度かいろいろお問合せをしたり、確認したりしましたけれども、それは県ですという形で必ずご返答いただいていますので、いわゆる福祉事業所の任命、この状況下、保健所関連も県という形ですので、それは仕方ないと思うのですけれども、本当にこの間、福祉事業所が本当に不安な思いをしているのです。職員も、事業所も。そういうことも踏まえたので、玉村地区の地域包括ケアネットワーク会議という団体がありますけれども、そこで緊急に、やっぱりこの状態では事業所がどういう状況か分からない、どんなことを困っているか分からないというので、急遽調査表を作って、事業所に送らせていただいて、回答いただいたという形になりますけれども、そこで本当に痛烈なその事業所の思い、あとはスタッフがどういう思いでいたか、どういう対応を受けたかというのは本当に強く出ています。誹謗中傷もそうですし、風評被害もそうですし、あと病院関係者もそうですけれども、ふだん1メートルもしないで話していた方が、急に近づいたら3メートルぐらい離れたとか、あともう電話ですごく誹謗中傷を受けてきたというのもあります。そういった状況下だったので、例えば福祉従事者という形で固定されているのであれば、福祉従事者、いわゆる福祉事業所だけでももう少し町のフォローというか、町のお話、今こういう状況でこういうふうに進んでいますという、お知らせなり、情報なりというのができたと思うのですけれど、その辺いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） お答えいたします。

何度も同じことを言って申し訳ないのですが、福祉事業者と決めて発表されたのは、本当に県でございまして、どのくらいまで発表していいのかというのも、町はやはり県に聞かないと発表ができないというところがございました。そこで、記者会見のときには、デイサービスの事業者というところで、そこだけは言っていないということになったので、そこだけは発表させていただいたと思います。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） それはあれなのですけれども、ただやっぱり町で、全部県だとは言いながら、町でできることはそのときにもあったのではないかと思うのです、もう少し。福祉事業所に対してももう少し、今こういう状況で、県に対して情報確認をしていますと、ですから分かり次第、皆さんのところにお知らせしますというような形のいわゆる福祉事業所への連絡というのは、その時点でされたのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） お答えいたします。

申し訳ございませんが、その辺につきましては連絡が行き届いておりませんでした。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） そういうところも、いわゆる事業所として不安なのです。町内にあるにもかかわらず、町から何もそういう形で言われたい。確かに今言いましたように、県の情報、県の情報と言われればそれまでですけれども、ただ町としてできることはあったのではないかなど。やっぱり福祉事業所としては、そこですごく不安、不信、いろんな形で思ったことがあるのだと思います。そういった状況が、ですから本当にこのアンケート、町にも提出をさせていただきましたけれども、この事業所の悲痛な思いとか、スタッフの悲痛な思いというのは本当にすごく、これ私まとめさせていただいたのですけれども、涙が出るぐらいの思いなのです。私自身も実際そうです。町に出ても、町の方から、私の顔を知っている方は、先ほど言いましたように、メートル離れたりと、電話で「おまえは本当に大丈夫なのか」と言われたり、それは本当につらいです。そういう思いというのを、やっぱり町として、今私たちはこれしかできないのだ。だけれども、何としてもいろんな形でサポート体制を今から考えるからねというぐらいのご連絡だけでも私はあってよかったのではないかと考えています。

そういった中で、今回も全部で6例、町内で4例、そして町外の施設の中で2名ということで、合わせて6名という状況が出てしまったというふうに思うのですけれども、先ほども私これ日赤の新型コロナウイルスの3つの顔を知ろうという、これが一番分かりやすい資料で、これ全部絵が描いてあって、これだけ大きいので、分かりやすいのですけれども、いわゆる新型コロナウイルスには3つの感染症がつながっているという形で出ています。一つは、まずもって病気だと思います。そしてもう一つは、その病気にかかる、いろいろな形での不安。そして、そこから最終的には差別までいってしまうという、これが3つの完璧なスパイラルになって、いろんな形で事業者に対して、そして周りの人に対しての不安をあおっているというような現状があります。

ここまで来ると、やっぱりメンタル面がすごく落ちていると思うのです。例えば事業所なんかを確認しますと、自分の娘が福祉事業所に行っていて、では出勤で行きますという親に出勤を止められ

るとか、おまえも感染してしまうよ。でも、娘さん、いわゆるスタッフは、みんな利用者が待っているから行かなければいけないのだと言って、振りほどいて行くわけです。それで、帰ってきたら完璧にもう消毒しろ、何しろと言われて、そんな思いまでしてやる。それは、やっぱり使命感で頑張ってくれているのだと思うのです。そういったところをどうして町としてサポートがなかったのだろうと、ずっと思うのです。だから、例えば今回町のほうで町長のメッセージというのを、福祉に従事する皆さんへという、最前線でコロナウイルスと闘いというメッセージをお届けいただいているのです。ただ、これが出ているのか5月の21日という、すごくもう本当に収束状況の中で、もっと早くこういうものが出せなかったのかというのは私の中では思っています。

これと併せて、メンタルヘルスに関するアンケート調査と、急に取ってつけたようなアンケートが来ているのです。もう今の状況下であれば、事業所としてはみんな集約して、みんな今どうにか落ち着かせて何とかやっていたいという中で、これを今さらつけろと言われてもなかなか大変な部分というのはあるのです。ですから、このメッセージを出すのが、なぜ5月の21日だったのか。その前には検討もなかったのか、その辺をちょっと伺います。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今の質問に関連しまして、要するに3月28日に発生して、その翌日には大体その事業所の名前というのはもう気づいているのが現実なのです。

ところが、なかなかそれが本人の同意なしに公表できないというところで、時間がどんどんたっていると。それで、町の対策委員会もそのことを非常に心配して、事業所に、とにかく事実としての名前を公表をお願いしたいわけだけでも、同意を得られないという中で、例えばそこに利用者さんをデイサービスで送り迎えしている業者だって、それこそ濃厚接触者になりますから、そういう意味での近くになってくるので、もうそういう関連の仕事をしている同業者といますか、本当に言ってみれば感染覚悟でやっているようなところがある。それで、もしあのときの場合感染すれば、小規模事業者が多いので、それこそ経営が立ち行かなくなってしまうような状況という、そういうところの中で対応していたというわけです。ところが、事実は公表がされていないから、いろんな意味での疑心暗鬼、風評、それが風評被害が実害にもなってくるという状況の中で、私が伊勢崎市長に言って、今玉村町で発生した、いわゆる感染者が出たことによって、玉村町の利用者が、例えば伊勢崎市、高崎市、前橋市の施設に行くとき、もう玉村町の利用者というだけで拒否されるような状況もあるので、これはとんでもないことなので、是正していただきたいという旨話しました。そしたら、玉村町は大変ですよということも、もちろん理解していただきましたけれども、その後今度は伊勢崎市で爆発的に感染が起きたという中で、やはりどこの市町村も言えることは、情報がないのです。取れない。それで、議長と2人で県の健康福祉課に行って、部長さんは当日いなかったけれども、とにかく町では事業者も、感染した事業者もその周辺の福祉事業者も非常に混乱しているという中で、事実を

公表してほしいということも一応言いました。

一番最初に言ったのは、感染された方は患者なのですよと。だから、要するに病人です。だから、そのプライバシーを公にすることは非常に慎重でありたいというところで、やっぱり県も県なりの思いの中で対応してきたわけです。だけれども、その中では地元自治体では何のところか、疑心暗鬼とデマも含めて、いろんな状況になって、対応し切れない状況が来つつあるのだということの中で、いろんな自治体が動いたことにより、県と覚書ですね、協定、感染者に対する、それが結ばれて、今に至っているということです。そのことによって、今度は事実を知り得た、要するに感染者等の住所、氏名、それから感染経路等の事実が今度は共有されるわけなので、そこで新しい対策、的確な対策が打てるのではないかと期待しているわけです。しかし、今度は事実を、非常に個人の情報の濃いものを町は知ってしまうわけなので、その情報管理というものは厳密にしていかなければならないと思います。そういう中での混乱の中で、だからあの文書が遅れたというのは確かにそうかもしれないけれども、相当の責任と覚悟を持って対応していたことも事実だということは、ちょっと述べさせていただきたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 1 番小林一幸議員。

〔1 番 小林一幸君発言〕

◇1 番（小林一幸君） ただ、時期が遅かったと私は思っています。4月の20日にも、例えばネットワーク会議のほうでも要望書というか、それなりに出しているわけです。ということは、そのときには情報は分かっているわけですから、もうすぐにもこういう状況ならば町として何かメッセージを出そうとかというふうになればいいのでしょうかけれども、1か月遅れて、急にメッセージが来た、急にアンケートが来た、みんな事業者としては疑心暗鬼になっているのは事実です。ですから、そこだけは十分ご理解をいただきたいところと、4月の20日に、要望書を出したというのが、皆さんもご存じだと思いますけれども、上毛新聞とか読売新聞、全てのメディアの中で、全国版の中でも報道していただいたというような現状です。これを見て、すみません。2番の町民に対しての説明というところにも入るのですけれども、町の方からこの記事を見て、「ああ、小林さん。町にいろいろな意見、いろいろ要望を言ったけれども、聞いてもらえないので、小林さんなら聞いてくれるかもしれない」と言って、連絡が何件も来ています。町に言っても、いや、それは情報を教えられません、それも言えません、答えられませんというような状況になっているというのを町民の方から聞いています。町に対して、町民の方にもいろいろな形で、メルたまとかラヂオななみとかいろいろ言っていますけれども、町の方へのまだ情報も、私としては情報不足だったのではないかなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 小林議員さんにお答えします。

先ほどの町長答弁にもありましたけれども、個人情報という制限がある中で、出せるものは全て出そうという、そういう姿勢には変わりありません。確かにご批判だとかいろいろあって、ではあそこの施設だと、あのとき言えたのかということ、とても言える状況ではなかった。一方、事業者のほうにはいろいろとお話を私いたしました。その中で、事業者のほうからは、利用者と関係する人たちには丁寧に説明していると、事業者からは説明しているというお話もお伺いしました。そういう情報を町から本当は出せれば、もっと安心感があつたのかなと思いますが、その辺も了解がちょっと双方ちょっといろいろな意見があつて整わなかったという状況がありました。ですから、その時点で町が何が出せたのかな。また、いろいろと反省しながら、出せるもの、あるいは覚悟して出してしまうものというものはあるのかなと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） やっぱり覚悟は必要だと思うのです。災害もそうですけれども、そのとき起こったことをやっぱりスピーディーにどういう形で情報を伝えるかというのは大切だと思います。

今回のことについても、もう少し早く町の方、またやっぱり事業所のサポート体制をどうするかというところを、町の方針として本当ならば明示をしていただくほうが、町内の事業所としては、また住民の方としてはありがたかったのではないのかなというふうに思います。私としては、今回後手後手に回ったのではないのかなというふうに思っています。それで、もうこれ喉元過ぎたからいいかということではなくて、ここからなのですよ、また。まだ分からないのです、これから何が起きてくるか分からないという中で、町として今までこういう形でやりました。では、ここからどうしていかかという部分をちゃんと明示をしてかないと、事業所としての不安がある。第2波、第3波が来ると言われていますから、そういったところをしっかりとつくっていただきたいと思っておるのですが、町長いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） もちろんそういうことだと思います。

感染症というのは、もう歴史的に見て、人類が何回も経験しているわけです。それこそ、そういった中で乗り越えてここまで来ているわけですから、その中でどういった対応を取るか、速やかにするというのが一番だと思いますけれども、今はもちろんその渦中にあるのだから、何か起きた場合の可及的速やかに対応を取ることと、あと備蓄ですね。それと、あと情報共有、そういった形でそれほど大きな、何十万の市ではない。3万6,000人の人口なのですから、そういう意味では風通しのいい状況をつくって、それで的確に、迅速に対応していくという、そこに尽きると思います。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） このまま行くと終わらないので、ここで質問を終わりにしたいと思っておりますけれども、町としての方針は必ず早急に出してほしいと思っております。渦中にいるのだから、今その状況だからこそ出さなければならないというところというのはあると思っておりますので、そこは私の中でちょっとお願いをしたいと思っております。

次です。第3の質問で、町内の飲食店などに対しということで、今多分テイクアウトとか、いろんな形でサイトを作ってとなっておりますけれども、あとはクーポンを出して、「デリジェイ」の中でクーポンを添付して、そこから集客を図っていくというような話もあるのですが、一つみなかみ町であったのが、ただいまチケットというチケットを出しているのです。これが、自分の店舗でのみ利用可能なチケットで、これ6,000円分を5,500円で販売をして、500円分は事業所が持つというような感じになりますけれども、こういったような事業。そして、また今度ポイントの分、加盟店、MINAKAMI HEARTという加盟店についてはポイントカードを出して、そこにポイントをつけてあげるとか、そういった形での事業所の支援体制というのをつくっておるのですが、あとは商品券を出すか出さないとか、いろんな状況あると思うのですが、今テイクアウトの店舗は何軒ぐらい把握していますか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

現在19店舗がウェブ上で広告を出していただいておりますので、19店舗ということでございます。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 今大分緩和されて、イトインも始めてきているというような状況もありますけれども、まだこの状況が続くと思っておりますので、いろいろな形で町もサポートをしていただいて、店舗についてご支援をしていただければというふうに思っております。

時間もないので、次4番行きますが、町内の保育所、幼稚園、小中学校というような形になりますけれども、幼稚園と小中学校についてはいろんな形でスクールカウンセラーがついたりとか、いろんな形でメンタル面のサポートというところも入っているという、これだけ長期で学校行けないと大変だと思っておりますので、その辺でスクールカウンセラーさんが関わったこの期間の中で、何か気になる事例とかはありましたでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 特に本当に深刻な例はないのですが、やはり登校、相談日みたいなときに不安だとか、心配だとか、学習が進まないみたいな相談は各学校であったと聞いていま

す。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 本当に大切な時期ですので、そういった形で登校日にサポートしていただくというような形はすごくいいと思います。

あと、町内の保育所の関係で、結構ほかの市なんかでいくと、近隣の町村でいくとなかなか受け入れてくれないという中で、玉村町の今この受入れ状況というのはとても、ほかの市町村からもいいのではないかとということでお話いただいていますので、そういった体制をつくっていくというところにはなると思います。

あと心配なのは、大学生が今現状こういったことで、先日も読みました食材ですね、そういったものの無償配布というのはあるのですが、それ以外に例えば大学生がアルバイトしていたアルバイト先がなくなってしまったとか、いろいろなこともあるのですが、その辺の支援というのは何か行っていますか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

先日野菜等を配布したときに、県立女子大学の生徒が来ていただいたわけですので、その場でアルバイトの状況をちょっと確認いたしました。そういったところ、中には業種によっては忙しくて辞められないのだという、そういうところもあれば、やはり報道等では言われているとおり、まさにコロナのせいでアルバイトがなくなってしまったというような声もありました。今回は、食材を提供してくださった企業が、実はアルバイトを探しておりまして、外国から外国人の方が仕事に来てもらえなくなったりとか、そういうこともあったので、食材をもらいに来る大学生の中で、何とかアルバイトしてくれる人がいないだろうかというようなこともありまして、食材をお渡しするときに、併せてアルバイトの募集のチラシも配りました。まだ実際アルバイトにつながったかどうかの確認はしていませんが、その情報をもらった学生も、そういう情報をもらえてうれしいというふうに言って帰っていった生徒もいましたので、もしかしたらそれがうまくマッチングすれば、アルバイト先を探すということにもなるのかなと思ひまして、そういったことの支援はさせていただきました。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） ちょっとそれやってほしかったなとは思っていたので、それはありがたいと思います。大学生の方からは例えば夜の居酒屋さんとかでバイトしている人が、居酒屋さんが閉まってしまったので、とりあえず仕事先がないというようなお話があったので、そういった形でマッチングをしていただいて、学生の支援というのをさせていただければありがたいかなというふうに思います。

今後についても、その辺のフォローお願いいたします。

最後、国と県との情報共有の部分ですけれども、町長、副町長等からもお話ありましたように、町は報道機関と同じぐらいの情報しかないのだという形でお話をいただいていますけれども、何度も言ってお知らせありませんが、町は町として考えて、行動ができるという部分があったのではないのかなというふうに私の中では思っています。

なぜかという、本当にまた戻ってしまいますけれども、福祉事業所は本当にいろいろな形で、大きなところもあるし、小さなところもあるしという中で進めていくというところがあると思うのですが、やっぱり県との連携はもちろんだと思いますけれども、国はなかなか厳しいかもしれませんが、そういった状況というのが必要にはなってくるかと思えます。ですので、これからもう一度ちょっと伺いたいのですが、町長に。やはりこのコロナ感染症に対して、これから第2波とか来ると思うのですが、その前に町として、今回福祉事業所というところにターゲットを当てましたけれども、そこに当てなくても、全体で玉村町にとって、この感染症対策というものの方針というのを私としては早急に出していただきたいというふうに思っています。渦中の中かもしれませんが、その辺ちょっと町長出していただきたいのですが、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） コロナ対策ということですが、基本的には咳エチケットとか、そういった形、基本はそうなのだけれども、少なくともこれからコロナ後というのはまだ早過ぎるけれども、少なくともこの議席の具合を見れば分かるように、人との間隔を空けるような状況が求められると。経済社会も、これまではとにかく経済、効率、もうけることを優先という形できたけれども、そうではなくて、やはりもう効率は悪くなるのだから、そういう意味では。人との距離を空けなければならぬとか、いろんな意味での社会自体が変わっていかねば、経済社会が変わっていかねば、もう維持ができないような経済社会が来るのではないかなということも踏まえて、それでこの薬を待つということもあるのだけれども、要するに本当の意味での働き方、人生の生き方というものをもう一回考え直していく時期ではないかなというようには大きく言って考えています。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） その辺十二分に分かりますけれども、いわゆる町の中で起こっていることで、例えば県がというのは分かりますけれども、やはり町としての方針というのを、介護事業所もそうですし、医療従事者もそうですし、そこをやっぱり臨んでいます、正直。町としてどうなのだというのをいつも私も言われますけれども、それは県の管轄だからとか何とかだからと言っていつも言われてしまうのだけれども、でも玉村町で起きていることは町が考えるのは本来の形ではないかというところもありますので、そこをもう一度事業所にはさっきのアンケートを持って回っていただいていると

思うのですけれども、そういった部分をもう一度チョイスして、今はもう落ち着いてしまっているからかもしれませんが、以前本当にそれぞれのフェーズがあってですね、それぞれのフェーズの中で対応がやっぱり変わってくるのですね。今は落ちついてきているかもしれませんが、当初とまた違ってくると思いますので、そういった部分での対応というところを、今からやはり考えておく。これから本当に第2波が来る。来ないという保障はないので、来るのであれば、やっぱりそれを町としてではどういう形で対応していくのか。例えばマスクは、それから消毒液というのもあると思うのですけれども、それ以外にやっぱりメンタル面とかも含めて体制的なものを考えていくというところをぜひお願いしたいと思うのですが、町長いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） この間これだけ大きく、世界的になった一つの原因はいろいろあるけれども、やはりいわゆる社会の公的部門をどんどん、どんどん経済効率一辺倒というところで剥ぎ取って、小さな政府というのをどんどん進めてきて、その結果、こういった感染症、新自由主義の行き着いた現在にコロナにすっかりやられてしまったみたいな状況があると思うので、そういう意味では町でできることと言いますけれども、結局国がつくった法律で県は縛られて、権限というところでもうこの町には保健所がありませんから、そういったところからいっても町にできることは限られています。ないみたいなのところなのだけれども、しかしその中でもできることがあるのではないかということなのだと思うのです。だから、そこはやっぱり考えていくけれども、それほど大きくない町なのだから、やはりそれから住民全体、それから医療の福祉事業所との風通しのよさとか、そういうことも含めた関係を構築して、信頼関係を構築していくということがまず基本になると思います。要するに法律上の権限では町にはほとんどないのです。だから、法律上の権限がなければ、その信頼関係の中で対応していくというのが今の町にできること。それから、とにかく始まったときに町にマスクがなかったのです。伊勢崎市から2,000枚借りたのですから。そのぐらいの状況だったので、最近マスクを寄附される方は非常にありがたく思っていますけれども、そういったものを蓄えて、いざというときは子供たちや高齢者まで、また事業所まで、くまなく速やかに渡せるような状況もつくっていく必要があると思いますし、そのような方向で進めていきたいと思っています。そして、町民の方々の意見を率直に求めて、ああ、そうだなというところはちゃんと受け入れていきたいと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 時間もありませんので、本当にぜひ早急に取り組めるものについては取り組んでやっていただければと思います。町の方、福祉事務所もいろんな方の不安があると思いますので、そこを対応をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。午後 1 時 3 0 分に再開いたします。

午前 1 1 時 4 5 分休憩

午後 1 時 3 0 分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇議長（三友美恵子君） 次に、2 番新井賢次議員の発言を許します。

〔2 番 新井賢次君登壇〕

◇2 番（新井賢次君） 議席番号 2 番新井賢次です。議長から許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

先ほど小林議員から、ご本人の体験を踏まえた熱い思いが伝えられました。医療従事者、あるいは介護関係従事者の皆さんの心からの叫びが聞こえてくるようでした。執行の皆さんには、なお一層の優しい思いを期待したいと思います。

その上で、新型コロナウイルス感染症の対応に大変なご尽力をご苦労いただいている石川町長をはじめ、町執行の皆さんお一人お一人に対して、心からの感謝と敬意を表したいと、その気持ちをお伝えしたいと思います。玉村町から 6 人の感染者が出たということで、全く予期しない事態が突然発生。その後、それこそ何人もの方々が不眠不休で頑張っていただいたと聞こえてきています。本当にお疲れさまです。ただし、まだまだ完全に終息したわけではありません。第 2 波、第 3 波が起こる可能性が十分あります。これからも引き続き万全の体制を組んでいただき、町民の皆さんの負託に応えてほしいと思います。私たち議員も全く同じ思いです。今こそ、まさにワンチームでこの難局を乗り越えていくべきときなのだろうと思っています。

私にとっては、今日は何となく無観客試合という感じなのですが、いつもと同じように、しっかりと自分の思いを質問させていただきたいと思います。

それでは、まず 1 点目、新型コロナウイルス感染症対応について伺います。1、国の補正予算 1 兆円を原資とした新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額が 1 億 1, 5 0 0 万円と示されました。人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に基づき算定すると説明があります。遡って平成 2 1 年、ほぼ同じ規模で行われた 1 兆円の地域活性化・経済危機対策臨時交付金限度額、玉村町は 1 億 3, 5 0 0 万でした。約 1 5 %減少しています。その文書の中に、新型コロナウイルスの感染状況というのがあるものですから、玉村町の金額は前回より増えるのだろうと思っていたのですが、1 5 %減少しているということで、その辺の算定根拠についてお伺いします。

2 点目、上記の交付対象事業の実施計画及び提出から交付決定、事業の終期までのスケジュール及

び、現時点での進捗状況についてお伺いします。

3点目、小中学校の臨時休業が長期化し、学習の遅れが深刻化しています。緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備の必要性が一気に高まっています。文部科学省を中心にGIGAスクール構想が積極的に進められている今、玉村町の小中学校のICT活用の現状と今後の取組についてお伺いします。

大きな項目の2点目です。公共施設等の管理計画について伺います。令和2年度予算に公共施設個別施設計画（建物）策定事業が計上されています。2017年3月には、個別施設計画の指針となる玉村町公共施設等総合管理計画を策定しています。いずれも国から自治体に対して策定要請があつてから、対応に時間がかかっています。今回の個別施設計画策定については、今年度末が期限となっています。国が、平成29年度に創設した公共施設等適正管理推進事業債には期限が定められており、平成29年度から令和3年度までと決められています。時間的に非常に厳しい、重要な計画になると思います。庁内の取組体制、進捗状況及び今後の対応についてお伺いします。

1点目、玉村町公共施設等総合管理計画はどう生かされているのか、見直し点はあつたのか。

2点目、今回の個別施設計画（建物）対象件数は幾つか。

3点目、公共施設等適正管理推進事業債の活用予定はあるのか。

4点目、インフラ長寿命化計画（行動計画・個別施設計画）の進捗状況は。

5点目、昨年度実施された社会体育館長寿命化改修調査事業の結果は、今後どう反映されるのか。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 新井賢次議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対応についてお答えいたします。まず、1つ目の今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額については、新井議員のおっしゃるとおり、平成21年度にほぼ同じ規模で行われた地域活性化・経済危機対策臨時交付金と比較すると約15%減少しております。地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、世界金融危機と世界同時不況の中で、経済危機対策として国の平成21年度補正予算に盛り込まれたもので、地方公共団体が地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全、安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細やかな事業を積極的に実施できるよう、交付されたものでございます。

一方、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う緊急経済対策として、地方公共団体が地域の実情に応じて、感染症拡大の影響を受けた地域経済や住民生活を支援し、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、前回と同規模の総額1兆円の交付金が創設されたものでございます。そこで、その算定根拠でございますが、交付限度額の算定に当たっては、国から示された算式によって算定されるものでござい

て、前回と比較して減額にはなっていますが、交付金の内容も異なり、全く算定方法が異なるため、単純に比較できるものではないので、その点をご理解いただければと存じます。

ただし、今回国が示した全国への配分額は、1兆円全てが配分されたわけではなく、実際には約7,000億円で、残り約3,000億円は緊急経済対策に含まれる国庫補助事業の地方負担額として、第2次配分のための留保財源となっているようでありますので、前回の交付金よりも減少している理由の一つではないかと思っております。

今回の交付金の具体的な算式につきましては、平成27年10月1日の国勢調査人口、3万6,654人に、国から示された基礎となる単価4,800円を乗じ、その他市町村の規模や財政力、保健所設置市であるか否か、特定警戒都道府県とされた区域内の市町村であるか否かなど、国が示す市町村区分に対応する乗率のほか、内閣総理大臣が別に定める乗率などの加減乗除により算定されるものでございます。その算式による算定結果が1億1,500万円ということでございますので、ご理解いただければと存じます。

次に、2つ目の交付対象事業の実施計画及び提出から交付決定、事業の終期までのスケジュール及び現時点での進捗状況についてお答えいたします。まず、全体のスケジュールでございますが、4月30日に国の補正予算が成立し、翌日の5月1日付で交付金についての通知がございました。交付対象事業につきましては、先ほど申し上げましたように、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民経済の支援を通じ、地方創生に資する事業が交付対象となります。具体的に緊急経済対策に掲げられた4つの柱は、感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、強靱な経済構造の構築であります。新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情を踏まえて必要であるということが対外的に説明可能な事業であれば、原則として使途に制限はないということでございました。

これらを踏まえて、前回までの補正予算に計上した11事業及び、今回の補正予算で計上した事業を合わせた全14事業について計画させていただき、実施計画を策定したところでございます。その実施計画につきましては、県への提出期限が5月22日でしたので、既に提出しております。その後、群馬県が県内市町村の実施計画を取りまとめ、5月29日の提出期限までに、国への提出が行われたと聞いております。現在国において実施計画の確認作業が行われているところであり、6月下旬に確認の結果通知が届く予定となっております。その結果通知の内容により交付申請を行い、交付決定となる運びとなります。以上が、全体のスケジュールとなっております。

次に、現時点での進捗状況についてでございます。ご案内のとおり、実施計画では町独自の施策として、全14事業を計画させていただきました。それらの事業全てが交付金の対象になることを見込んで計画しましたが、万一対象とならなかった場合でも覚悟を持って計画させていただきましたので、一日も早く町民の皆様に支援の手が行き届くよう、現在事業実施に取り組んでいるところでござい

す。進捗状況でございますが、計画した事業のうち、子育て世代への申請を要しない事業では、生活支援が急務である低所得世帯の高校生以下の子供たちの臨時子育て支援金の給付について、既に5月25日に行ったところでございます。また、中学生以下の子供たちの臨時子育て支援金につきましては、国の特別定額給付金の次の段階として、7月中旬ごろからの給付を予定しております。

次に、事業者向けの申請を要する事業では、制度融資を既に開始しているところでございますが、小規模事業者の支援については随時相談に応じており、正式な申請を6月1日から受付開始とし、住宅等のリフォーム支援については、7月1日からの申請を受付開始として、それぞれ申請書の受理後、速やかに給付手続きができるよう進めているところでございます。

一方、町内飲食店への支援では、既にウェブサイトを活用した宣伝広告やPR活動を行っているところであり、6月から県域情報紙に掲載する店舗の募集を開始し、順次宣伝広告等の掲載を行う予定となっております。また、会計年度任用職員を採用する緊急雇用対策事業では速やかに募集を開始いたしました。現在のところ応募がない状況であります。これらのほか、マスクや消毒剤などの保健衛生用品の購入につきましては、依然として供給不足に悩まされているところではあります。販売業者との連携を図りながら、確保できるものから順次購入している状況でございます。

なお、災害時における避難所の感染症予防対策では、既にマスクの確保をしたところであり、濃厚接触や飛沫感染防止のための隔離スペースの確保対策として、町内事業者に段ボール仕様の簡易間仕切りの試作をお願いしているところでございます。また、小中学校の児童生徒への携帯用除菌ハンドスプレーにつきましては、学校再開とともに配布させていただきました。

以上が進捗状況となりますが、いずれにいたしましても新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、大変困難な状況のもと、歯を食いしばって頑張っている町民の皆様にも一日も早く支援の手が行き届くよう、我々行政としても最大限の努力をしているところでございますので、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

次の小中学校のICT活用の現状と今後の取組についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、公共施設等の管理計画についてお答えいたします。平成29年3月に策定した玉村町公共施設等総合管理計画では、公共施設の総合的かつ計画的な維持管理を行うため、公共建築物とインフラ施設を対象として、その保有量をはじめ、各施設の規模や面積など、様々の項目について数値化がなされております。これにより、公共建築物では79施設250棟、インフラ施設では道路326キロメートル、橋梁107橋、上水道325キロメートル、下水道176キロメートル、公園12か所について、施設の用途、規模、構造、建設時期、耐用年数など管理することができております。

新井議員ご指摘のとおり、各省庁においては各自治体に令和2年度までの期限を設け、個別施設計画の早期策定を要請しております。これは、各自治体の公共施設が集中的に更新時期を迎えることに対応するための施策について自ら構築することで、個々に見合った計画立てができることを目的としたものでございます。町では、1つしかない施設の在り方や人口フレームが穏やかな減少傾向にある

ことなど、様々な見解があることから、各施設の方針を決定することが極めて困難であり、時間を費やしているのが現状であります。ただし、建築物には耐用年数に応じた老朽化が避けられないことから、大胆な手法も取り入れた施策が要求されております。

そこでまず、1つ目の玉村町公共施設等総合管理計画はどう生かされているか、見直し点はあったのかとの質問にお答えします。玉村町公共施設等総合管理計画は、個別施設計画を策定する上で生かされるものであり、必要不可欠なもので、主に耐用年数を考慮した改修、更新の手順を定めることや、集約化、複合化または廃止により規模を縮小することなど、今後の在り方について検討するための基となるものであります。見直しについては個別施設計画が策定され、それらの計画が実施されることで修正していくことを予定しておりますので、現状では変更はございません。

次に、2つ目の今回の個別施設計画、建物の対象件数は幾つかとのご質問にお答えします。今年度に策定する個別施設計画は建物に限定しており、その対象となるのは玉村町公共施設等総合管理計画の中で耐用年数が経過するもののうち15施設30棟としています。それらは、主に長寿命化計画として策定し、具体的な施設名としては役場庁舎、消防署、総合運動公園管理棟、老人福祉センター、障害者福祉センターのばら、第2保育所、第3保育所、西児童館、上陽児童館、中央児童館、南児童館、文化センター、社会体育館、ふるハート交流館、勤労者センターを予定しております。

なお、学校教育関連施設は、文部科学省からの手引により、学校教育課にて策定いたします。また、既に長寿命化計画を策定済みの町営住宅、クリーンセンター、再編計画中の消防団詰所については、この計画の対象とはしておりません。

次に、3つ目の公共施設等適正管理推進事業債の活用予定はあるかとのご質問にお答えします。新井議員ご指摘の公共施設等適正管理推進事業債は、地方単独事業の集約化、複合化事業、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業、市町村役場機能緊急保全事業、除去事業の7項目の事業を対象とし、一部の事業を除き、令和3年度までの措置となっております。その活用にあたっては、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を策定していることが条件となっております。特に長寿命化事業では、今年度個別施設計画を策定することで、令和3年度での活用も想定されますので、優先度に応じた適切な時期及び期間での各施設の調整を行いたいと考えております。

次に、4つ目のインフラ長寿命化計画（行動計画・個別施設計画）の進捗状況はとのご質問にお答えいたします。インフラ長寿命化計画は、道路や橋梁、上水道、下水道、公園についての分野となりますが、道路及び橋梁についてはそれぞれ道路舗装修繕計画、橋梁長寿命化計画が策定されており、事業が継続的に実施されております。上水道では、配水施設等更新調査業務に基づく管渠の年次整備計画に沿って進捗を図っており、今年度より浄水場更新基本構想・基本計画を策定する予定となっております。一方下水道では、下水道ストックマネジメント計画について、今年度設計する公共下水道事業計画変更業務にて更新計画を反映させる予定となっております。公園では、総合運動公園の管理棟について個別施設計画の対象としております。

次に、5つ目の昨年度実施された社会体育館長寿命化改修調査事業の結果はどう反映されるのかとのご質問にお答えします。昨年度実施した社会体育館長寿命化改修調査事業の結果においては、施設の老朽化に伴う改修や修繕が必要な箇所が多数確認されました。1982年の竣工以来、38年が経過し、設備については細かな改修を行ってきましたが、大型の改修工事としては、2006年の防水工事を兼ねた屋根ぶき工事と、2012年に2度目となる床面改修工事を実施しております。今回の調査では、主要部の躯体や外壁、屋根のほか、皆さんが利用するアリーナ、トレーニングルームをはじめとした各室の床や天井、電気設備、機械設備のおおよそ全体について改修を推奨されました。したがって、個別施設計画では、ほか14施設との優先度を確認しつつ、適切な時期及び期間での改修計画を盛り込み、反映させていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 小中学校のICT活用の現状と今後の取組についてお答えします。

議員ご指摘の小中学校の臨時休業の長期化による学習の遅れが深刻化していることから、緊急時における家庭でのオンライン学習環境の必要性が高まっていることについては十分に承知をしているところです。オンライン学習は、子供たちの学びを止めないための重要なツールの一つであると認識しています。

まず、玉村町の小中学校のICT活用の現状についてお答えします。昨年度のICT環境整備によって、教職員の校務用コンピューターを全てタブレット化しました。これにより、授業でのICTの活用が大幅に進んでおります。児童生徒用のタブレット端末についても、既存の198台に加え、新たに255台を導入し、合計で453台となっております。内訳としましては、小学校が各57台、中学校が各84台となっております。ICT環境の整備、活用については、県内でも最先端の状況にあると考えています。

次に、臨時休業中のICTの活用状況についてお答えします。まず、家庭での学習を支援するために、教育委員会ではたまむら家庭学習支援サイトを作成し、町のホームページに掲載しました。各学校からメール配信で家庭に周知し、活用を促しました。各校のホームページにもリンクを張って、紹介もしています。また、学校によっては独自で学習動画を作成し、メール等により家庭に配信し、学校で配布した学習課題を支援する取組も行っています。また、臨時休業中に各学校を通して各家庭の端末所有状況や、インターネット接続環境の調査を実施しました。その結果、約8割の家庭がパソコンやタブレット端末等のICT機器を所有し、無線LAN環境を整備していることが分かりました。しかし、2割の家庭にはインターネット環境が整っていない現状があるため、オンライン学習を進めるに当たっては今後検討していく必要があります。

次に、今後の取組についてですが、先頃国において1人1台端末等ICTの活用により、全ての子供たちの学びを保障できる環境を早期に実現することを目的としたGIGAスクール構想の前倒しが

発表されました。新型コロナウイルスの影響は数年に及ぶことも予想されることから、教育のデジタル化によって、場所を選ばずに子供の学びが継続できる環境を実現する必要があることがその理由です。県においてもこれを後押しするため、授業支援ソフト等の補助事業を開始しました。教育委員会としても、GIGAスクール構想による補助事業を最大限活用し、児童生徒の1人1台端末に加え、端末増に対応した学校ネットワークの増強など、ICT環境の整備をさらに進めていきたいと考えています。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） それでは、これからは自席にて質問させていただきます。

まず最初に、地方創生臨時交付金の件ですが、先ほど平成21年と、それから令和2年、今年の差についてはご説明いただきました。確かに平成21年の時点では、群馬県市町村分全部で74億8,200万円と、玉村町がその時点で1億3,500万円ということで1.8%でした。令和2年、今年が群馬県市町村分で56億7,000万円、今回が1億1,500万円ということですから約2%ということですから、現時点では群馬県の中でも比率は上がっているのかなと、こういうことを理解できました。

その上で伺いたいのですが、今回の第二次補正予算が1兆円に比べて2億円ついたということで、閣議決定が済んで、6月中旬には成立予定だということですが、これについて使い道についてはこれから国から指示みたいなものがあるのかどうかということと、そのとき紹介された新聞記事の中で、自治体は休業要請に応じた企業に支払う協力金費用などに使うという注釈がありました。これ、町として休業要請した実績というか、そういうことはあるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 新井議員の質問にお答えいたします。

一次の件につきましては、先ほど町長のほうから答弁させていただきました。新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、今回についても1兆円ですし、前回の地域活性化の経済危機対策の臨時交付金についても1兆円でしたということで、ただし県に配分される金額がその当時と現在が違っているということで、玉村町に配分される交付金についても差が出ているというのがお答えだったかなというふうに思います。

今回の臨時交付金に続いて、第二次の補正が先日国のほうで閣議決定されたということで新聞報道で示されましたけれども、さらに1兆円上乘せして、2兆円規模になるということでもあります。単純に前回1兆円で1億1,500万ということでしたので、単純に計算すれば、2兆円になればそれが倍になるのかというような話ですけれども、今のところそれが幾らになるかというのはまだ国のほうから指示がありませんので、はっきりとしたことはまだ分からないというのが現状であります。

新聞記事等にも出ておりました、先ほど新井議員おっしゃるとおり、各自治体が独自に休業協力金などとして地域の实情に合わせた対策を後押しするというようなことが示されております。実際には休業要請というのは、皆さんご存じだと思うのですが、県がそれぞれいろんな職種について休業要請という形でしております。例えばナイトクラブですとか、バーですとか、あとはパチンコ屋さんですとか、そういったいろんなクラスターが発生したような施設とか、そういう感染症が拡大するようなおそれのあるようなものについて、県のほうが協力要請を、休業要請ですか、の協力要請をしたというようなことであります。市町村にはそういった権限がございませんので、県のほうがそういった権限を持っているのかなというふうに思っております。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 県に出した交付対象事業の実実施計画の中で、今回の一次に関しては全て地方単独事業なのでしょうか。それとも、国庫補助事業の地方負担分は含んでいるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 今回ののは、地方の単独事業ということであります。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） そうしますと、地方単独事業に関して、当初の説明書によりますと、先ほど説明があった人口と財政力と、それに加えて新型コロナウイルスの感染状況等によって交付限度額を決めると、こういうふうに明記してありますが、この新型コロナウイルスの感染状況によってという状況は、この金額の中には反映されているとお思いですか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 今回の国のほうで示している第一次のものにつきましては、計算式を見させていただいている中では、それが含まれているというふうな計算式になっていると思っています。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 含まれている計算式になっていますか。

というのは、今回の実施計画を出す前に国からこの限度額はもう表示されていますね、出す前に。1億1,500万は。出したのは5月22日で、県がまとめて出したのが29日ということですから、当然実施計画そのものは全く反映されていないのだらうと思います。私、先ほどの第二次補正予算が2兆円ということで、1兆円の倍ですから、全体のパイが相当上がるわけですから、僕は第二次でこの新型コロナウイルスの感染状況が群馬県、強いては玉村町にとって反映されるのかなと、こうい

うふうに思っているのですが、その辺はどうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 手元に臨時交付金の算定方法という数式、算式ですか、こちらのほうがありまして、それによりますと基礎単価ということで1人4,800円、それに平成27年10月1日現在、これ国勢調査の人口ですけれども、3万6,654人、それを掛けて、そのほか先ほど町長の答弁にありましたが、様々な係数をこれに加減乗除するというふうになっております。その中で、国が示す市町村区分に対応する率として、特定警戒都市の都道府県の区域内の市町村であるかどうかと、それから感染者数の割合と、そういったものを換算するというで、こちらでいきますと、係数を1というのを掛けるというふうに示されております。そのほかに保健所の設置市であるかどうか。そのほか総理大臣が別に定めた乗率ということで0.9幾つですとか、あとは普通交付税の算定における係数を用いて、国が示す区分に応じた係数、そういったもの、それから財政力指数ですか、こういったものを計数として掛けるということで、今回のこの1億1,500万という数字が導き出されているということになっております。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） いずれにしても、第二次補正予算に向けてまた実施計画の作成を求められるのだと思いますが、金額もまた倍になるわけですから、その計画について盛りだくさんの内容で、認めてもらえるような内容で計画書をつくっていただければなと思います。

それから、現在までの申込みの状況の中で、先ほど小規模事業者緊急支援事業5,000万円、それから緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業4,000万円、おのおの計画にのっているのですが、1つは6月1日から、それからもう一つは7月1日からということで、これから着工というか、これから皆さんから受付をするということですが、時間的にかなりきついのだろうと思うのですけれども、これは例えば年度末までにこの5,000万円なり、4,000万円なりに達する見込みがあるのかどうか。

それから、仮にその金額に達しない場合に、この金額はどういう処理というか、それについてお聞かせください。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 今現時点での状況ということで、その後の状況も含めてということでございますけれども、まず小規模事業者への支援金ということでございますが、こちら現時点でも受付はさせていただいております、小規模事業者からの申請を待っている状況でございます。

その全体の枠までいくかどうかということでございますけれども、ここは現時点でははっきりとは

お答えできないものでございます。事業の様子が、減額幅がそこまでいっていないということであればいい、町の予算の枠までいかないということも考えられますし、これは受けてみての結果的にその予算額にいくかどうかといったところで判断するという状況でございます。

それで、予算に達しなかった場合ですか、こちらにつきましては交付金が残るということでありますので、残った場合につきましてはまた財政当局とも相談させていただいた上で処理させていただければというふうに思います。

◇議長（三友美恵子君） 暫時休憩します。

午後2時10分休憩

午後2時10分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 交付金の額に達しなければ不用額というふうになるというふうであります。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 時間もありますので、次に移りたいと思います。

GIGAスクール構想について伺います。文部科学省は、全ての児童生徒が家庭でICTを活用する環境が必要ということで、いろんな施策が今出ています。先ほど教育長からお話にありましたが、多分今年度中に各家庭、生徒にタブレット端末が届くのかなと、こういうふうに考えていますが、どうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 1人1台のタブレットパソコンを整備したいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） その場合に、家庭での自己負担、これは生じるのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君発言〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） 1人1台のタブレットを用意するということは、それを家庭に持ち

帰ることができるということです。ただし、持ち帰るためにはインターネットの環境がないとつながりませんので、大体月3,000円ぐらいの通信費は家庭の負担になるのではないかと思います。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 今いろんなところで、家庭の経済力、家計の状況によって学力差が問題になっているということがいろんなところで報じられています。私も見て驚いたのですが、家計状況で学力調査ということで、これ5月の新聞なのですが、例えば年収200万以下の人がある小学校のテスト、小学校6年生の算数で正解率が35%だったと。これが直線でどんどん、どんどん伸びて行って、1,200万円から1,500万円だと正解率が57%だと。この差は、自分でこの数字を見て本当に驚いたのですが、こういう状況について、要するに家庭の経済力と学力について、玉村町として調査したことはありますか。

◇議長（三友美恵子君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 調査したことはございません。

実際に経済力と学力の相関関係といいますか、これがどうなっているのかというのは非常に難しい部分があるかなというふうに思っております。確かに経済力のある家庭の子供、学校でも一生懸命勉強します。それから、塾などにも通っている子もいます。経済力のない家庭の子供たちの中にも本当に一生懸命勉強する子もいます。もっと勉強したいのだけれども、学習塾に通えない。それだけの経済力がないということも、一つには関係しているだろうというふうに思いますけれども、学校教育の中で、実際の授業の中で子供たちに力をつけさせるというのが公教育の目的ですので、学校では本年度から学習指導要領が全面実施となりましたけれども、主体的、対話的で深い学びができるような授業改善というのを第一に掲げて、授業を進めているところです。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 文部科学省は、今回のICT環境の実現に向けて、子供たち一人一人に個別最適化され、創造性を育むためにICT化を進めると、こういうふうに文科省は言っているのですが、私はこのことが逆に経済的に学力差を広げてしまうのではないかと、こういうおそれもあるので、ちょっと伺ってみました。

その文部科学大臣のメッセージの中で、このICT化に向けて、実現には各自治体の首長のリーダーシップが不可欠であると、こうあります。町長の思いをお聞かせください。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 私の思いは、それは義務教育はひとしく全ての子供たちに保障されるべきも

のと思っていますから、経済的格差による、そういった勉強の環境に差が出るというのはよくないと思っています、それは。

だけれども、そのことは、そういった家庭環境をつくってしまっている、大きな社会の中の家庭だということも捉えなければいけないと思うし、いわゆる大きな経済社会の中での言ってみれば貧困家庭が多数出てしまっている現状をどうすれば解消できていくのかということまで本当は思いをはせて、大きな政治は動くべきなのではないかなと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 先ほどの交付金の第二次補正予算の説明の中で、例えばそういう県なり町なりがやって、そういう政策から漏れる生徒に対して補助することで何か使えるのではないかと、交付金事業が。そんな記述もありましたので、ぜひ検討していただいて、本当に貧しい方というか、そういう方にも、利用できないかどうか、ぜひ検討していただいて、補助できるのだったらやっていただきたいと、それをお願いしたいと思います。

それでは、次の公共施設等の管理計画について伺います。総合管理計画をつくったものを利用して、現在具体的にいろいろ管理できていると、こういう話でした。その管理計画の中で、公共施設マネジメント組織をつくるということがあって、各所管課に点在する施設のデータを一元化して管理するための情報管理体制、さらに管理データをデータベース化して、利活用するための運用管理体制を中心に構築すると、こういうふうに記述してありますが、これについて現状どうなっていますか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） その質問にお答えする前に、先ほどのちょっと私の答弁を少し訂正させていただきます。

先ほど計算式の中に感染者数の割合が含まれているかというような、そういうご質問だったと思うのですが、計算式の中には係数として入れるということは計算式の中に入っております。ただし、先ほど申し上げましたように、条件として特定警戒都道府県かどうかということがまず条件としてあるということで、まずそれが特定警戒都道府県、いわゆる首都圏の東京都とか千葉県、埼玉県、神奈川県、そういったところが特定警戒都道府県だったと思うのですけれども、その中で感染者がいたかどうかというのが、この計算式の中であると乗率が上がって行って、交付金が増えていくという計算式になっていまして、群馬県自体が特定警戒都道府県ではないので、全部が1という係数になってしまうということで、計算式の中に入っているのですが、その率には反映されないということでもあります。申し訳ありませんでした。

先ほどのご質問の中の公共施設のマネジメント総括組織ということで、この公共施設等総合管理計画の中でこういった組織をつくって、この計画を管理していきますよと、施設の部門と、それから財

政部門、町民の方々との意見を聞きながら、この計画をマネジメントしていきますというようなことになっておりますが、現在のところまだこういった総括組織というのは、組織としてはまだできていないというのが現状であります。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） その組織が必要だというお考えでしたら、ぜひ早急につくっていただければなど、こういうふうに思います。

それから、個別施設計画についてですが、先ほどもちょっと私もお話ししたのですが、この策定が今年度末だという状況になってから取りかかっているという状況です。これは、総合計画はできてから、もう既にこれだけ時間がたっている中で、なぜ今やるのかということです。先ほどお話しした公共施設等適正管理推進事業債、これの実際に使える期限も令和3年度末ということですから、今進めている個別計画ができないと、その事業債も適用を受けないわけですから、今になってやるのは非常に遅いのではないかなと、こういうふうに思います。先ほどのお話の中で、それを踏まえて優先順位を決めて取り組むということですから、その事業債が使えるような事業があるのだったら、ぜひそれを優先して進めていただいて、有効に使っていただければなどと思います。

長寿命化計画と、それからあとユニバーサルデザイン化事業、これは割と時間がなくてもできるのだろうと思います。せっかくですから、これぜひ事業債を使っていただいて、町のユニバーサル事業が必要な部分について検討していただいて、間に合うように使っていただければなど、こういうふうに思います。

それから、最後になりますが、昨年度実施された社会体育館についてちょっと伺います。1年かけて長寿命化計画改修調査、終わっているのですが、この結果報告書というのは今どんな形でまとまっているのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 昨年度実施しました社会体育館長寿命化改修調査ですが、外壁から始まって、屋根、サッシとかアリーナ、トレーニングルーム、電気設備、衛生設備等、全ての設備について現状の分析と推奨する改修方法を報告書にまとめていただき、概算の工事費などは報告されています。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） これ、外壁等を見ても、それから中の水回り等を見ても相当ひどい状況だと思えます。

それで、この建物、そもそも新耐震基準に合致しているのでしょうか。建築確認通知発行日が昭和

56年6月1日以降ですと新耐震に間違えなく合致していると思うのですが、町の資料で今回の総合計画にも載っているのですが、建築年度一覧表によると昭和57年と書いてあります。これが着工したときになのか、終わったときなのか。それを踏まえて、確認通知が発行日はいつなのでしょう。

◇議長（三友美恵子君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 建築確認の年月日が、昭和56年の8月となっています。昨年の調査の中でも、新基準を満たす建物であるという報告がされています。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 当然この時点でできる建物でしたら、確認申請前に設計するわけですから、当然新耐震基準になっているのだらうとは思いました。

ただし、今の外壁の状況は、鉄筋のクラックが表面に見えたりだとか、例えばこの計画、今回の計画が、調査結果がどうなっているか、はっきり分からないのですが、改修工事なり補修工事を先送りするほどお金がかかると思います。例えば今の外壁面にカバーするために注入したりだとか、あるいは塗装を塗ったりだとか、そういうことである程度耐久性を長くすることはできるかと思うのですが、今すぐやらないと、もう完全に今の躯体の上にさらにお金をかけて、ある新しい素材でカバーをすると全面を。そんな状況になるのだと思います。ですから、本来であれば個別計画ができてから今回の計画と、体育館の計画ということになるのだらうと思いますが、順番が逆になっているのだらうと思います。そんな感じもするのですが、今一番優先的に取り組むのは社会体育館だらうなど、個人的にはそう思っていますので、ぜひ調査結果を基にして早急に対応していただきたいと、こういうふうに思います。

確かに総合計画の中で個別にいろんな建物満足調査をしている中で、社会体育館は評価が低いのです。満足度調査が20.3%で、公共施設の中で一番低いです。あと、行政が運営したほうがいいのかということについても34.2%ということで、これも相当低いです。ただし、これは回答者のプロフィールが全体で500人から回答をもらって、資料としてまとめているようなのですが、60代が圧倒的に回答した人が多いのです。要するに60代が27.8%、50代が20%ということで、ある程度お年を召した方の回答率が多いのです。でも、若い方も使っているわけだし、確かにいろんな評価をしているけれども、満足度も使用勝手も低いのではあります。それこそ先ほどから話があったように、町に1つしかない建物です。ぜひ早く着工して、できるだけお金がかからない、これから先かからないというようなことで考えていただきたいと、こう思います。いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） ご指摘のとおり、社会体育館についてはもう建築年数が38年ですか、

大分たっておりまして、施設も老朽化してきているということもありますし、利用者の方もまだたくさんいらっしゃるということで、町に1つしかない施設ということでもありますので、今回の個別施設計画を早急につくりまして、優先順位等、そういったものを勘案しながら、できるだけ早く長寿命化の工事ができるように行っていきたいというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） それから、私今までの一般質問の中で照明器具のLED化について何回か質問させていただきました。お答えいただいたのが、今年度まとめる個別施設計画について、それに記述して進めていくと、こういうお話をいただいているのですが、今回のこの総合施設計画並びに個別施設計画において、ランニングコストについて触れている部分がありません。私は、建物長寿化はもちろんです、ランニングコストを抑えるということ自身が、長い目で見れば非常に町の行政にとって助かることなので、ランニングコストに絡む視点での検討も今回の施設計画にはぜひ入れていただきたいと、こういうふうに思います。いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） それにつきましても研究をしていきたいというふうに思っております。

◇議長（三友美恵子君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 以上です。終わります。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。午後2時45分に再開いたします。

午後2時28分休憩

午後2時45分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

○発言の訂正

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 先ほどの新井議員の質問に対して、ちょっと間違っただけを言ってしまったようでしたので、訂正をさせていただきます。何度も訂正させていただいて、すみません。

自治体に配分する新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金につきまして、これまでの1兆円に加え、さらに2兆円を国のほうが積み増すということで、今回は全部で3兆円になるということ

でありますので、私2兆円というふうに話をしてしまったと思うのですけれども、合計で3兆円になるということで訂正をさせていただきたいと思います。すみませんでした。

◇議長（三友美恵子君） 次に、9番浅見武志議員の発言を許します。

〔9番 浅見武志君登壇〕

◇9番（浅見武志君） 9番浅見武志です。初めに、医療現場の最前線で新型コロナウイルス感染症の対応に当たっている医療従事者、医療機関の皆さん、並びにクリーンセンターで働いている方々、まさに最前線でコロナと闘っている皆様に心より感謝申し上げます。

一般質問を始めます。新型コロナウイルスに係る徴収猶予・減免措置について。県では、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が一部解除されましたが、警戒度の引下げに当たり、感染再拡大のリスクを減らす行動が、経済、社会活動を再開する前提と強調し、改めて3密回避など、新しい生活様式の推進を進めております。当町でも新たな政策や事業に取り組みなくてはならない。そこで、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、町に納付する税金、保険料、水道料金などの徴収猶予、減免措置はあるのか、下記の8点についてお聞きします。

1、町県民税、2、固定資産税、3、軽自動車税、4、国民健康保険税、5、介護保険料、6、後期高齢者医療保険料、7、水道料金、8、下水道使用料についてお聞きします。

大きな2番、総合窓口ワンストップサービス設置について。新型コロナ対策についての国、県、町の多様化している融資制度や各種支援策について、1か所でまとめて相談できる総合窓口ワンストップサービス設置を当町でも行ってはどうか、お聞きします。

大きな3つです。新たな経済対策について。国では、新たな経済対策として、新型コロナウイルス感染拡大の影響で困窮する学生に対する現金給付を閣議決定いたしました。想定する対象者は約43万人で、1人当たりの額は住民税非課税世帯が20万円、それ以外は10万円、予算総額は530億円で、迅速な給付のための予備費を充てるとなっております。町でも、追加の経済対策が必要と考えるが、以下の3点についてお聞きします。

当町でも、収入減少世帯に対して10万円の支援金を給付してはどうか。

2番、経営に苦しむ地元の商店や飲食店を支援するために、町民向けにプレミアムつきの商品券を発行する事業をしてはどうか。ちなみに藤岡市はプレミアム率が30%、桐生市では40%となっております。

3番、ダイヤモンド婚・金婚祝記念式典事業費145万円は、8月、9月に募集をして、11月18日に行う予定とのことですが、高齢者が集まることでリスクが高い。式典は中止して、経済活性化のためにも、町の商品券を配布するほうがよいのではないかと考えるが、町長のお考えをお聞きします。

以上で1回目の質問とします。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 浅見武志議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、新型コロナウイルスに係る徴収猶予・減免措置についてお答えいたします。地方税に関する徴収猶予の特例につきましては、新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べおおむね20%以上減少し、一時に納付が困難である方に対し、1年間、地方税の徴収を猶予することができる制度が新設されました。対象となる地方税は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期が到来する町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など全ての税目が対象となります。特例制度では、担保の提供が不要で延滞金もかかりません。申請には、申請書のほかに収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合には口頭により確認することも可能となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による税の減免措置について説明いたします。国民健康保険税につきましては、新型コロナウイルス感染症経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うこととされたことを踏まえ、国が示した保険税の免除基準を参考に、条例や規約の整備をした上で減免の手続を行えば、国からの財政支援を受けられることとなっております。減免の対象となる保険税は、令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年の3月31日までの間に納期限が設定されるものとなります。県町民税、固定資産税、軽自動車税につきましては、新型コロナウイルス感染症による減免措置は現時点ではございません。ただし、玉村町税条例及び玉村町都市計画税条例の改正でも説明したとおり、こちらの税目についても軽減措置や各種控除の見直しなど支援が図られております。

次に、介護保険料の徴収猶予、減免措置についてお答えします。玉村町介護保険条例に保険料の徴収猶予、減免についての規定が整備されており、申請があった場合にはこれらの規定を適用し、対応できる状態となっております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことによる保険料の減免額については、国からの財政支援を受けられる旨の通知が厚生労働省老健局から発出されております。

続いて、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことによる後期高齢者医療保険料の減免についてですが、新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負った方につきましては、保険料の全額が免除となります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる方の中で、世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること、世帯の主たる生計維持者の前年の所得の金額の合計額が1,000万円以下であること、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に

係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることの全てに該当する方につきましては、保険料の一部が免除となります。

最後に、水道料金、下水道使用料の徴収猶予に関しては、3月末の厚生労働省及び国土交通省からの依頼通知を受け、4月中旬より町ホームページで周知の上、電話での相談受付を開始しており、5月27日現在では16件の相談を受け付けています。減免措置に関しましては、現在のところ実施する予定はございません。現在徴収猶予や減免措置については、ホームページや広報等で周知を図っておりますが、困っている方々に情報が行き届くよう対応していきたいと考えておりますので、よろしくご協力お願いいたします。

次に、総合窓口ワンストップサービス設置についてお答えいたします。現在国、県、町で実施しております事業者向けの各種融資制度や各種支援策の紹介等につきましては、商工労働係が事務をしている玉村町勤労者センター窓口にて対応しております。各種融資制度及び支援策の具体的な手続等につきましては、国、県が設置している問合せ先で手続きしていただくこととなりますが、勤労者センターの窓口でも各種支援策の資料等を用意し、お問い合わせいただいた事業者の方には資料をお渡しして、説明を行っております。今後も、引き続き町内事業者向けの各融資制度及び支援策につきまして情報収集に努め、ご相談をいただいた事業者の方々へは丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、新たな経済対策についてのご質問にお答えします。まず、1つ目の収入減少世帯に対して10万円の支援金を給付してどうかのご質問でございますが、ご案内のとおり、町では独自の施策として、子育て世帯向けには生活支援が急務である低所得世帯の高校生以下の子供1人当たり2万円ほか、広く家計への支援策として、中学生以下の子供1人当たり1万円の臨時子育て支援金の給付を計画いたしました。また、事業者向けには制度融資をはじめ、売上げが減少した小規模事業者に10万円の助成や、最大20万円の住宅等リフォーム支援などの様々な取組を計画したところでございます。これらのほか、町社会福祉協議会では、生活に困窮する世帯へのつなぎ資金の貸付けや相談支援などを行っていただいておりますし、またNPO法人おたがいさまではフードドライブによる食材の提供を町との連携実施により行うなど、支援の手を広げているところでございます。

これらのように、現在様々な取組が行われており、町としても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分額を上回った規模で事業を計画していることから、浅見議員ご指摘の収入減少世帯に対する支援金のさらなる給付事業などについては、今後の国の補正対応や町の財政状況を考慮しながら、慎重に判断していきたいと考えております。

次に、町民向けにプレミアムつきの商品券を発行する事業についてのご質問にお答えいたします。直近のプレミアムつき商品券発行事業につきましては、昨年度の消費税10%への引上げの際、住民税非課税者や3歳未満の子が属する子育て世帯の消費に与える影響の緩和、地域における消費の喚起及び下支えすることを目的として事業を実施し、現在は終了しております。それ以前では、平成27年

度に玉村町商工会のご協力をいただき、実施いたしました。

商品券事業を実施するには、その商品券を利用できる町内店舗の募集や使用された商品券の換金事務など、関係機関のご協力が必要であるものと認識しております。新型コロナウイルス感染症対策としての経済対策としては、玉村町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策資金及び玉村町小規模事業者緊急支援助成金交付制度の運用を開始しており、町内中小企業及び商店や飲食店をはじめとした町内小規模事業者への支援を実施しております。また、緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業として、町民の方々の負担も含めて経済対策を行ってまいります。

プレミアムつき商品券事業の実施につきましては、今後の町内の経済状況等を注視し、玉村町商工会とも協議して判断してまいりたいと思います。

最後に、ダイヤモンド婚・金婚祝式典についてのご質問にお答えいたします。現時点においては、ダイヤモンド婚・金婚祝式典は開催の方向で調整しております。浅見議員の質問にもありますように、高齢者が集まることでリスクが高いというご指摘については、町としても十分に認識しており、式典開催につきましてはその時期の状況及び、国や県が示した社会経済活動再開に向けたガイドライン等を参考に総合的に判断し、臨機応変に対応してまいります。よろしくお願いたします。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 次からは、自席にて質問いたしたいと思います。

まず、1番の質問ですが、町民への周知、相談、申請はどのように行うのか。これが8項目ありまして、各課にわたっておりますので、各課担当課長にお伺いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

まず、税の関係でございますけれども、税に関しましてはホームページや広報を通じて周知を行います。また、税務課の窓口に徴収猶予のチラシ等用意し、納税相談に訪れた方にはそういうものを提示しながら、ご説明のほうをしたいというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 引き続き、介護保険料についてお答えいたします。

介護保険につきましては、7月1日号の広報に載せます。もちろんホームページ、それからメルタマ等にも載せまして、周知したいかと思っております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） 後期の保険料につきましては、広域連合のほうでパンフレット等を現在作成しておりますので、そちらを今後加入者の方に配布するような形で周知をしてみたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） お答えします。

上下水道課につきましては、水道料金で一括して徴収している関係がありますので、この件については猶予につきましてはホームページのほうで載せているというような状況です。組織の中の課の部分と、あとは町全体の相談窓口というような形の中で2通り載せてあります。ただ、広報等には載せていないので、今後載せるような形で考えたいと思います。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 今の質問で、相談、申請のやり方というのはどこでどのようにやるのか、各課お願いしたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） 徴収猶予の申請につきましては、全国共通の申請書が国のほうから示されておりますので、郵送等で現在もう既に申請が上がってきておまして、7件ほど承認のほうしております。そのうち6件が郵送による申請でございまして、1件はe L T A X、地方税共同機構のほうが運営しておりますe L T A Xによって、電子申請という形での受付も行っております。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 介護保険料についてお答えいたします。

介護保険料につきましては、健康福祉課で減免の申請をしていただく。もしくは、お問合せ等も健康福祉課の介護保険係のほうで対応したいかと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） 後期の保険料につきましては、申請用紙等は今広域連合のほうで作成しております。実際に申請を受け付けるのは住民課ということになります。

◇議長（三友美恵子君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） お答えします。

上下水道課につきましては、電話でのお問合せということで、庁舎まで来てもらうことは避けるような形で実施しております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） それでは、相談者の数だとか、申請数だとか、申請確定までに至る中で、どの程度の方が相談数があって、何%ぐらいの方が制度に適用しているのか、その辺を各課、多分これからですね。まだ正直言って、ホームページだとかああいうのとはいうのではなく、本当に苦しい人がいて、税金を滞納したとか、例えば1回滞納してしまって、次に滞納したときに、それで督促状が出てから申請をしてもいいのか、その辺なんかちょっと税務課長に聞きたいのですが。

◇議長（三友美恵子君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇税務課長（齋藤修一君） 令和2年の町県民税と国民健康保険税につきましては、これから納付書が送付されることになっておりますので、町県民税の普通徴収については6月の4日に、国民健康保険税につきましては7月の交付となりますので、そちらから出た後にまた相談件数が増えるかというふうに考えております。今現在徴収猶予の申請をされている方というのが、7件先ほど申しましたが、全て法人からの申請でございまして、個人の申請につきましては相談はあるようではございますけれども、まだ申請等は上がってきていないというような状況になっております。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 介護保険料につきましてお答えいたします。

介護保険料につきましては、まず幾つかの条件がございまして、対象になる方が第1号被保険者ということなので、65歳以上の方に限られております。その中で、新型コロナウイルス感染症によって、世帯の主たる生計維持者が亡くなった、もしくは重篤な傷病を負った中にいらっしゃる第1号被保険者ということなので、まずこの第1番目の条件につきましては、玉村町で亡くなった方はいらっしゃいませんので、該当者はないと思われまして。

第2の条件でございまして、先ほど後期のところで説明があったのと似ているのですが、新型コロナウイルスの影響によりまして、生計維持者の方が事業収入、不動産収入等の収入が、給与収入も入るのですが、これが70%以下のものになってしまった。だから、30%以上減った方で、前年の所得が400万円以下の方ということになりますので、大分条件としては厳しいかなと思われまして。それで、例えば65歳以上だけの2人世帯とかとなりますと、年金収入はコロナウイルスのところには関係なく収入は入ってきますので、その方は該当にはならないということになります。なので、ちょっとお問合せ等も少なくなっておりまして、今のところ1件のお問合せがある状態でございます。

ます。

◇議長（三友美恵子君） 住民課長。

〔住民課長 齋藤善彦君発言〕

◇住民課長（齋藤善彦君） 後期の保険料につきましては、今現在特に相談も申請のほうもありません。先週広域連合のほうに確認もいたしました、県内でも1か所だけの相談があったということですのでございます。うちのほうにつきましても、75歳以上ということになりますので、ほぼ年金収入の方が多く占められていると思いますので、このコロナで特に年金が減収ということはありませんので、比較的少ないのではないかと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） お答えします。

上下水道課では、国からの状況でいいますと、生活福祉資金貸付制度、あるいは緊急小口資金と総合支援資金の貸付対象者をはじめ、一時的に水道料金等の支払いに困難を来しているものということを対象ということなので、一応一時的に納付のほうに困難な方は対象にしているというような状況であります。また、相談の中で分割納付とか、そういった状況に応じて対応しているというのが現状でありまして、先ほど町長の答弁で16件とありました内訳としましては、13件が個人で、3件が法人という形になっております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） これからだと思うのですね、影響が出てくるのは。

その中で一番心配しているのは、これからさらに増加してくる中で町への影響がこれから出てくると思いますが、それについて総括で総務課長、全体のそういったときにそういう対応をどうしていくとか、これからのコロナの対応の中でまた補っていけるものは補っていただきたいとか、減免なんかも含めてこれから考えていかなければならないと思うのですが、将来展望というか、こういう税金が猶予ができたとかになると、町の財政的にも負担がかかってくると思いますが、それについてはどのような影響があると思われるか。どちらでもいいです。税務課長でもいいし、総務課長でもいいし。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 国のほうの制度や、制度として認められているものについてはそのように対応していくということで、それ以外の方で生活が非常に困っているというようなことにつきましても、丁寧な対応でしっかりと相談に乗っていただいて、住民の方が不安にならないように、コロナ

の関係で生活が苦しい状態ということは皆さん同じだと思いますので、できる限りそういう方にも対応できるようにしていきたいなというふうに思っております。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） こういった税金、水道などは、もしも止めて何かあったりとか、電気だとかは止めてしまって、今度は熱中症になってしまったりだとか、そういった方々もこれから出てくると思うし、福祉に関してはやっぱり健康福祉課のほうである程度、相手の生活ないしそういうのを、民生委員を通じていろいろとお話を聞いたりとかしながら、やっぱり一人一人の安心して暮らせるまちづくりにこれからも努めていただければと思います。

次に、2番の総合窓口なのですが、これがちょっとご紹介したいのは、商工会のほうで調べてきたのですが、今現状で商工会会員が660名ぐらいおりまして、その中の8%ぐらいの方が、相談はやっぱり1割近く来ているそうなのです。その中で、申請を受けたりとか、申請を出せるという内容のものが、やっぱり3月から売上げがもう大分落ちてきていて、3月、4月、5月と家賃が滞納ぎみな商店だとか個人事業主だとか。これの内容は、どこと言ってしまうと分かってしまうので、なかなか言えないのですけれども、売上げがやっぱり減少していると。この3か月の売上げが40%、50%減少していて、今すぐお金が欲しいというので、やっぱりこういう制度がないかだとか、国、県、いろいろ商工会のほうに問合せが来ております。今現状で一番多くなってきたのは、やっぱり5月に入ってからがやっぱり1番急激に、3月、4月の売上げの減少、5月のゴールデンウィークでまたコロナの影響が出て売上げが落ちていると。先ほども町長も言いましたけれども、実際問題、もう3か月間苦しくて、現金が入ってくる制度は今のところないのです。申請はしても、現金が手元に届いていない。10万円の給付にしても、まだ届いた方は1割弱、1割ぐらいですか、今現状で。それで、今の資金がなくて、私の知っている人なんかは、子供の定期を崩したりだとか、貯金を崩して家賃を払ったりとか、固定費もいろいろ商売をやっているとかがかりますし、従業員のいる人もそうだし、そういった本当に生活に困っている人が、やっぱり商工会に行ってもこういう制度はないのかとかというので問合せもあります。また、やっぱり自分の銀行です。銀行の窓口もゴールデンウィークを休まず、いろいろ相談件数がたくさん来ております。

そういう事情から、町が幾らこうやっていい政策を出していただいても、結局この間の5月15日の臨時会で可決した小規模事業者緊急支援事業も、6月1日、昨日から始めたばかりで、問合せはたくさん来ていると思うのです。でも、申請を出しても、また二、三週間かかるのです。手元にお金が入ったとしても。それで、申請の出し方だってあるけれども、それでもう一つ、先ほどのリフォーム支援事業なども、5月に予算を可決して、7月1日からでしょう。まだ原案もできていない状態で、結局7月にこれを出して、申請して、直して、お金が手元に入るのが8月です。それから、こういった小口資金の申し込みといっても、なかなかこれが通らないのです。これ20業者と書いてあります

ね。これ、4月の24日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策資金なんて言っているけれども、これだって今現金が入っているところはなかなかないのですね、事業所にしても、個人事業主にしても。だから、やっぱり計画はいいですよ。こういったもので、みんなで応援して、事業主を助けよう、個人事業主を助けようといっているけど、現実には、町長、本当に商工会の窓口、銀行などにでも顔を出して、今どういう状況かというのを把握して、早くその事業所にお金が届く施策をしていかなければならないと思ったので、そういった窓口もたらい回しになっちゃうのです。1つに電話しても、密になってしまうので、では何日の何時ごろ来てくださいますとか。だって、1日10件から15件問合せがあった場合は、1人に対して30分から1時間かかるわけですから。

そういった中でみんな商工会でも、例えばいろんなところで対応はしているけれども、現実問題、書類が出せて、お金が入ってきたという事業はほとんどがないのです。やっぱりその辺をよく見極めてもらって、早くお金を出してほしいという方で、この間の10万円の給付金だって、もう届いた途端に役場に駆けつけて、結局窓口だってパンク状態のように、結局今職員が出て、玄関先でもやっているし、1日2,000件からのどンドン来ているということは、大分苦しい人もたくさんいるのではないかなと推測するわけです。だから、やっぱりこういう窓口なんかももっと町民に分かりやすく、ちょっと私のところにクレームが来たのは、親切ではないと。分からないから行ったのに、コピーしてくれと言ったら、コピーはできないからセブンイレブンに行けと。でも、セブンイレブンに行っても、俺はコピーができないのだよと。だから、セブンイレブンにもちょっと行ったら、やっぱりコピーに来る人で、分からないお年寄りがたくさんいたと。本当にお金が、年金が6月の15日にならないと入らないのだと。だから、お金がないのだよと。だから、早く欲しいという方なんかもたくさんいるわけだし、それから事業所にしても、本当に困っているなという人がたくさんいると思います。やっぱりその辺を酌んで、窓口の一本化というか、いろんなことに対しての丁寧な説明が必要だと思うし、だからやっぱりそういった2番の総合窓口なんかも必要だと思います。

それで、県だ、国だと言っても、申請を出すところは全部違うのです。いろんな制度があって、本当に分からないという人がたくさんいます。その中でやっぱり町が一番の助け船ではないけれども、差し伸べてやらないと、本当に明日のお金がなくて、言い方は悪いかもしれないけれども、アベノマスクではないけれども、もうマスクが行き届いてから来るような、そういう政策では困ってしまうし、会社が倒産してから金貸すよと言われても駄目だよ。今どうにかしてくれという方が1番いるということをちょっと言いたいので。

あと、そのほかに商工労働係に町長、行ってくれと言ったけれども、今商工労働係のほうだって、セーフティーネット保証4号が54件、セーフティーネット保証5号が21件、危機関連の保証が122件来ております。普通であれば、年に1度ぐらいで、1件か2件しか来ない制度が、この5月にもう200近い問合せ、それから申請に来ています。それと、大体1日10件ほど来ているというわけですから、それを商工労働係の窓口で小口資金の借入れから何からあそこで、これだって町が用

意したのは500件ではないですか。小規模事業者緊急支援事業というのは500件を想定しているわけでしょう。商工会だけだって600幾つしかないのに、ほとんどがみんな金借りるような状況ではないですか。この500件を想定した想定人数を考えても。さらにリフォームなんていっても、これ7月1日からやるといっても、そんなのではだって仕事にならないと。個人事業者がリフォームしたいと言っても、なかなかお金が入ってくるのが8月だし、申請出したてもなかなか難しいと。もっとそれをやっぱり窓口だってもうちょっと考えてくれないと、本当に苦しい人はいると思います。

先ほど商工会の話と、それから商工労働係の話をしました。あと、先ほど参考資料でちょっと配らせてもらった新型コロナウイルス感染拡大による各種給付金等に関する相談というので、社会福祉協議会に私は行ってきました。2か月余りの中で、特例緊急小口資金を貸してくれと。これは10万円だとか、本当に生活に困っているの、金を貸してくれと相談に行った人が166名。それで、申請者数は105名、あとの五十何人は借りられないのです。本当に困っていて借りられない人がいる。さらに特例総合支援資金です。これは、家族がいて、20万円とか15万円とか借りられるやつ、2人以上世帯で20万円とか借りる事業でも、33人の方が申込みに行ったり、相談に行っているわけです。その中で借りられた方が22名。

それと、一番多くてたまげたのは住宅確保給付金。これは、アパートの家賃を3か月間給付してくれる制度なのですが、家賃滞納者がたくさんいます。この中で、申込者の理由というところ書いてあるのですが、収入減が55名、一番上のやつです。収入が減った個人事業主だって29名いるわけですし、それから解雇、退職、休業、こういった人数を見ても、たくさんの方が本当に明日のお金に困って、社会福祉協議会のほうに出向いております。私が、2週間前の5月15日からどのぐらい増えたかという、44人とか21人、最後の住宅確保給付金に対しては8人だったのですよ、最初。それが、2週間余りで40人も増えているのです。だから、これだけ厳しい中、それで結局これを伊勢崎保健福祉事務所へ行って申請を出して、許可が得て、大家さんにお金が3万700円入ってくるのが1か月半後です。それで、今私の知り合いで派遣会社に行っている方などに聞くと、一番最初に解雇になりやすいのが外国の方だそうです。次が、50歳以上の方が解雇になっていると。今の現状はどうですかと言ったら、本当に会社、IHIだとか行っていた人なんかも、すぐにコロナで、2週間で派遣は先に切られてしまう。それから、そういったところで切られるところもたくさんあります。そういった方々が社協に駆け込むのです。お金を貸してほしいよと。

そういう苦しい中でのいるわけですから、そういった窓口をやっぱり町のほうがもうちょっと丁寧にそういった人の相談を聞いてやれるような、館林市がやったと思うのですけれども、館林市なんかはこういったワンストップの総合窓口をつくって、あなたはここでこういう相談をしてください、あなたはここに相談してくださいというような窓口をつくっていかないと、これから影響が出てくるのは6月、7月だと思います。もう3か月間苦しんでいる仕事の方が本当に苦しくなってきた、お金がないと言われていたりとか、仕事が解雇になってしまった人が明日の金もないと言ってきている方がこ

れだけいるということになると、6月、7月になるともっと厳しい状態になってくるわけですから、先ほど言った、2番の質問にある、お金のない人たちにやっぱり給付をするような措置だとか、お金がすぐ手元に行くような措置を考えていかなければならないと思うのですが、町長も本当に忙しい身だとは思いますが、やっぱり現場に出て見てきてもらわないと、飲食店なんかも本当にもう夜も来ない。そういったところがたくさんあるし、開けてもお客さんが来ない。まずひどいのは、タクシー、代行と言われております。だから、そういった業種の方がアルバイトしていて、それで生計を立てている人は、仕事が2か月ないのです。だから、そういったことも踏まえて考えると、やっぱり町長には現場に行ってもらって、いろんな人の意見を聞いてもらってやってもらえればと思うのですが。

それと、あと町長メールだとか、町長目安箱にはどのようなものが入っているか、町長の口からちょっと聞かせていただければと思っているのですが。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

メールですとか、あるいは意見箱、頂いております。コロナが蔓延してから、やはり不安だというような意見が多数寄せられておまして、その中では議員が推測されていると思いますけれども、いろいろな給付金ですか、そういった補助を迅速にしてほしいと、そういったものもございます。定額給付金ですか、10万円のほうにつきましても、やはり5月の下旬ではなくて、もうちょっと早く手元にお金が頂かないかと、そういったようなことも意見として寄せられておりました。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 本当に厳しい方がいます。これから税金が払えないだろうとか、そういったお金に頼らなければならない方が出てくるし、先ほど配布しただけでも、2週間の間でこれだけの人が増えておるわけです。だから、それを考えると、末端の人で本当に苦しい方がたくさんいるのではないかなと思っております。

それから、住宅ローンの変更をしてくれだとか、そういった申請なんかも大分銀行なんかにも出ております。旦那の給料が減っただとか、子供が自宅にいることによってローンの返済がちょっと厳しいので、ちょっと猶予だとか、そういうことはできないかというような相談も銀行のほうに出ているとお伺いしております。やっぱり現場に行って、町長、副町長はやっぱり現場の声を聞いて、それに対応できるやり方で、これからの第2弾の補正予算は2兆円ですから、玉村でいうと2億幾らもあるわけですから、そういった方々に早く渡せるようなお金の支給を考えていかなければならないと思いますが、それについて町長、どうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） たくさんのことを言われたので、それに一つ一つ答えるというわけにもいかないのですが、思いは浅見議員も今の状況はただならない状況だということだと思います。特に命の問題という中で、命というのは病気に感染して、その持病を持っていて命が危ないということもあるし、今度は生活苦みたいな状況が大きくしわ寄せされていくという中で、国も県も、そして町も、町はそれほどの大きなことはできないけれども、それなりのことはやっているつもりですけれども、一番早く届くのがやっぱり町のこういった救済というのは早く届けるような状況をつくっていかなければならないと思います。

それで、要するに分かりやすい、定額給付金10万円がもう5月に2度、支給されています。そして、6月1日になってから、昨日からは非常にたくさんの方が町に申請して、職員体制ももちろん残業しながら、そして職員だけでは追いつかないので、派遣の方々に応援してもらっていると。その中で、また今度は要するにコロナウイルスの関係で売上げが20%以上減った事業者等々の給付、それからリフォームの対応という形で、職員がどんどん仕事に追われていく、この夏なので、やっぱりそういうものに的確に対応していきたい。

それから、保証の経済産業課でなっていますけれども、結局保証の証明書を出すわけです。それが、やっぱり金融機関を通じてなのだけれども、ある金融機関に行ったら、その証明書を一刻も早く出してほしいということ言われたので、町としては相当早くやっていたのだけれども、もっと頑張ろうということで短くなったら、そうして今度はそれを県の政策金融公庫ですが、あそここのところで前橋市ですか、あそこでは1人の人が90件ぐらい抱えていて、やっぱり2週間ぐらいかかってしまうという形で、結局どっちへ行っても、二、三週間は全部でかかってしまうような状況が二、三週間前の話だと思います。だから、もしかしたら今はもっと大変な状況になっているのかなという感じがしますけれども。

それで、総括的に言うと、本当に今回の問題は、事態は尋常ではない事態なので、もちろん法律とか条例とか、もう決まり事の中でこれは支給しないとまずいですね。そういう意味では決まり事の中でやるわけですが、その辺はある程度の柔軟性を持って、住民の、言葉はちょっと言い方は悪いけれども、命を救うと。食べることをきちんと最低限保障していくという姿勢を町は示していく必要があるのかなという思いはあります。ただ、では具体的にどうにしようというのは、ちょっとまたここではまだ結論出ませんが、そういう思いでやっています。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） それで、やっぱりお金を配っても、使い道がいろいろあるかと思うのです。自動車税を払うだとか、車検代に使ってしまったとか、いろいろ若い人に聞くと、買物を我慢できなくて買物してしまいましたよとか、そういう人たちが増えてくると、テレビなんかではそういうふう

に言っていました。

でも、実際問題幾らお金をあげても、内需拡大にはつながらないので、私も商工会長と同級生でもあって、いろいろ話すのですが、玉村町で共通商品券というのがやっぱり出ているわけですね、今現状で。プレミアム商品券ではなく、今現状で玉村町で出している商品券を生活困窮の方に配ったりだとか、そういうものに、この間も報酬等を減額したら、その財源をこういう人に配ってやりたいというけれども、それは町長の一存でなかなかできない。執行側が決めることであって、このお金をどう使うかというのはなかなかできないということで話をさせていただいたのですけれども、やっぱり町の商店を助けないと、次には税收も上がらないし、倒産してしまってからお金を振り込んであげても無理だと。テレビなんか見ていると、やっぱりこのまま続けられないということで、閉店を選択する人なんかも出てきておりますし、まだまだこれからコロナとともに新しい生活をしていかなければならない中で、飲食店や商店は本当に厳しいと思います。個人事業者は特に厳しいと思うのです。やっぱりその辺の中で、先ほど町長に言っていたプレミアム商品券、これは藤岡市だって30%のプレミアム率を立てて、町内業者を助けようとして選択しております。それから、桐生市なんかでは40%。やっぱりそうすると、2万円、3万円と買って40%の還元金があれば、やっぱり町の中でお金を落とさせていただいて、町内業者が潤うということになると思うのですが、その辺について町長、プレミアム商品券や、こういった町の共通商品券などを取り扱って内需拡大に向けられないか、その辺もちょっと町長のご意見を聞ければと思いますけれども。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今回の例えば中学生以下の子供たちに1万円支給するというときもいろいろ議論したのですけれども、今回はお金の自由度というか、自由度に重きを置いて、とにかく2か月も学校に行っていない子供たちの家庭を支援しようということで、使い道はその家庭に任せるという形でやりました。

今度は、あと2兆円来るかどうか分からないけれども、そういう予算が今なっていますので、そういうときにまた違った形でのこの玉村町の状況があると思う。感染が、第2波が来るかどうかは分からないけれども、すぐに、いつ来るか分からないけれども、しかし経済的な余波はもう必ず来ていますから、そういう意味においてまた大胆にやっていく必要があるのかな。そのときは、いろんな立場の人に思いをはせながら、対策を考えていこうと思っていますので、よろしくお願いします。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） やっぱりこれは町長の英断で、内需拡大だとか、本当に貧困で困っている人に、2番の質問では10万円配ったほうがいいのではないだとか、本当に苦しい人。だって、大学生だって、東京に3月に入学して家賃払っているけれども、東京に行っていないので、解約して、アパ

ートがどんどん、どんどん空いてきているのだとか、テナント料が払えなくてお店が閉めていくのだとか、そういう状況がもう都内で起きているわけだし、現に玉村町でも派遣切りに遭って、アパートを辞退して実家に帰りたいたとかという人の声もうちなんかにも出てきております。やっぱり大学生だって、2か月も家賃ただ払っていて実家にはいるのでは、解約したほうがいいよと親に言われると思うのです。だから、県立女子大生だって玉村町にいてもアルバイトもなければ何もないのですから、ただアパートにいて、学校も行けない、そんなのでいるよりは実家に帰ってしまって、実家のほうで生活をしながら、何かこういうパソコンだとか、そういうので勉強しているという状況がまだまだ続き、症状が出ない、北九州みたいに2週間、20日近くも何もなかったけれども、いきなり出てしまったりだとか、そういったことも本当にコロナというのはおっかないなと思っているし、症状が重くなるのはお年寄りだとか、高齢者の方が多くて、若い方は軽症化でなかなか。たかってくる人と言っては失礼な言い方なのですが、やっぱり動きのいい人が無症状で来て、家庭で出てしまったりだとか、例えば施設だとかというので、そういった中ではどんどん、どんどん大きくなっていくことを考えております。

今回のこの経済は、リーマンショックよりもひどいのではないかとされているわけですから、やっぱり対応を早く町長の英断でやっていかないと、本当に企業も個人ももたないと思うので、その辺は町長、本当にいろんな人の意見を聞いたりだとか、困っているところへちょっとたまにはお昼を食いに行ってみたりだとかしながら、そういった人の意見を聞いていただければと思っておりますので、その辺についてはこれからもまだまだ先やっていかなければならないので、その辺もやってもらいたいと思います。

最後のダイヤモンド婚、私しつこいようで、本当にこういうのも。これをちょっと聞きたいのですが、前にも予算委員会のときにちょっと時間がなくて聞けなかったりとか、一般質問が短くて聞けなかったのですが、健康福祉課長に聞くのですけれども、8月、9月に募集しますが、町民への周知、募集、参列の選定はどのように行うのか、お聞かせいただければと思います。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） お答えいたします。

こちらの募集につきましては、7月号と8月号の広報に載せます。今回覧板のほうが中止になっておりますので、回覧板がこの後復活というのがあれば、回覧板にも載せて、周知いたしたいかと思えます。

基本手挙げ方式なので、応募された方につきましては、一応参列は希望されるということで、考えております。その方の家庭のご事情で、例えば体調が悪いですとか、そういう家庭のご事情を加味いたしますと、その方につきましてはご参列できないという状態もあるかと思えます。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） これは、この事業が廃止になったときと同じ集め方で、何一つ新しい方法というのは変わっていないのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） お答えいたします。

基本変わっておりません。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） そのときに廃止になるときに、これは不公平感があるだとか、なかなか手を挙げてくれなければ、手を挙げた人から、この方にちゃんとよく調べていいかを聞いて、住民票等で50年間、金婚式で、結婚されているというのを確認して、その方に通知を出しました。でも、その通知を出したけれども、やっぱり母ちゃんが行かないから行かないよという形で、人数が大分減っていったと。それなので、このやり方はもう難しいと。勝手にこちらから、あなた50年ですねとかと言って、個人情報なので、できないから、係長に聞いたのでは、そういった形でこの事業はおやめになったということで、前の答弁書にも書いてあったりとかしたとおりのままやったのであれば、この金婚式・ダイヤモンド婚式は無駄だと思うのですよ、私は。だから、もっと違ったことに変えていただいたりしていかなければならないと思うし、やっぱり3密を避けたりとか、高齢者のリスクが高いことから決断して、町内の経済対策になる商品券などを配布したほうが私はいいかと思うのですが、その辺について町長、お答えがあれば。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） このダイヤモンド婚・金婚式、3月の議会で浅見議員とお話しさせていただきました、それに思いは変わりません。

ただ、要するに今の感染状況を見て、この祝いの場が、感染の場になってしまっはまずいので、そういうことも踏まえて、要するに状況を見ながら、そして対応します。それで、少なくとも今年度中には3年間分の方々には、私自身として何らかの敬意を示す方法で決着したいというか。そうでないと、どんどん、どんどん積み上がってしまうから、そういう意味では私のほうでも何らかの方法でダイヤモンド婚・金婚まで苦勞されてきた方々に敬意を表することはしたいと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 私は言っているのは、内需拡大を見て、商品券などを配布してはどうかと。これは、まだコロナがどうなるか分からないし、そういったリスクが高いことも町長もご承知でし

ようし、8月、9月に募集をしてみて、何人ぐらい集まるか。それからでもいいですから、9月議会のときには、やったけどちょっと集まらなかったよと。違うものでやりたいよというような変更でもあれば、私はそれでもいいかと思えます。

それで、やはり群馬県の山本知事は早いというか、決断がいいというか、今日の上毛新聞に載っているのですけれども、もう11月3日のマラソンも中止を決めています。やっぱりこうなると、今現状では玉村では8月までの、うちの町内もそうですけれども、納涼祭までは中止と。今度は、町民体育祭があるだとか、10月にあるだとか、それから産業祭だってこれからもやってくるし、でも早い時点で町長が決断をしていただかないと、やっぱりお金もかかるし、違う政策に手が打てなくなってしまって、不用額だけが増えて、何の事業もできなくなってしまうのであれば、逆にそこを逆手に取って、やっぱり内需拡大に向けて検討をしていただければと思うのですが、そこも含めて町長、もう一回だけ答弁いただければと思います。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 確かに4月になってから町のイベント、会議すらできないのだから。本当に私も失礼ながら、夜というか、いろんな総会があって、そのあとの懇親会とか、何もないわけです。そういう意味において、そのほかだから町の行事が一步も進まない。消防団の訓練すらもままならないというような状況で、夏のお祭りがもうほとんど中止でしょうね。それで、今度は町民体育祭をどうするかというところで今判断を迫られています。その後は、やはり産業祭という、それこそにぎわう、この玉村町の産業、収穫を祝い合う、非常に大事な秋の産業祭です。だから、これは何とかしたいなという思いはありますけれども、しかし決断が早ければいいというか、まだ何か月もあるので、今中止なんて言ってしまうと、やる気がないのかみたいな話に取る人がいるのです。だから、手続を踏みます。

例えば体育祭とか、そういうものだって、これは町民全体が楽しめるような体育祭にしなければならぬので、もう2割、3割の、例えばですよ、人がもう強行に反対するようなら、それは楽しめるものではないとは思っています。だから、そういうことも踏まえて、慎重だけれども、着実に判断するときは判断しますから、そこはちょっと山本知事と、山本知事は人生直滑降という感じですね。私は人生スラロームで、しかし間違いのないようにやっていますから、そこは心配ないようにお願いします。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 本当ですね。議会なんかでも本当に議論する場がなく、どんどん、どんどん決まっていってしまったらだとか、それからいろんな物事に対して書面で賛成、反対。新しく6月から商工会長が代わったりだとか、そういうのなんかも理事の方に書面で、第何号は賛成ですか反対で

すかという書面で、後から何々に決まりましたという形で。私も町内の班長をやっているのですけれども、幹事長から、ではこれどうしますか、どうしますかと。では、これはやめましょう、クリーン作戦はやめましょう、何々やめましょう、町内の納涼祭もやめましょうと、9月までの予定が、8月末までの予定がもう来ています。今は、会議もできない、何もできない。今やっとステップ2になって、これから人が動いて、いろんな交流があり、またその余波で、第2波だとか第3波になる可能性もありますけれども、やっぱり経済、町のことをまず重点に、本当に町長には考えていただいて、玉村町のために働いていただければと思います。

こういったイベントについても、これからいろいろと検討していただいて行っていただければと思いますので、これからも町のいろいろな検討にご期待をいたしまして、一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。



○散 会

◇議長（三友美恵子君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日3日水曜日は午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後3時45分散会